

平成27年第2回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月18日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成27年6月18日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	渡辺竜五君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	池野良夫君
地域振興課長	加藤留美子君	交通政策課長	渡邊裕次君

市民生活課長	村川一博君	稅務課長	川上達也君
環境対策課長	名畑匡章君	社會福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	坂田和三君
観光振興課長	大橋幸喜君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	清水正人君	学校教員課長	吉田泉君
社會教育課長	越前範行君	監査委員局長	計良隆弘君
農業委員會長	長敏宏君	契約管理幹事	伊藤浩二君
庁舎整備幹事	猪股雄司君	農林水産整備	安達達正博君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壯一君	庶務係長	本間一夫君
議事調査係	太田一人君		

平成27年第2回（6月）定例会 一般質問通告表（6月18日）

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>1 佐渡市スポーツ協会の設立について</p> <p>(1) 利害を異とする組織の統合目的は</p> <p>(2) スポーツ振興財団設立4年でなぜ統合する必要があったのか</p> <p>(3) 組織の一体化で交流人口増加策と島民の健康増進、生涯学習推進政策とのギャップを解決できるのか</p> <p>(4) イベントが業者委託で営利に偏る心配はないか</p> <p>2 日本一お客様に愛される島づくりを目指した庁内一体化行動について、イベントなどを例に各課の報告・連絡・相談の実施状況を問う</p> <p>(1) 庁内会議（庁議）の公開等はできないか</p> <p>(2) シートゥーサミットの目的と担当課は</p> <p>(3) はんが甲子園の目的と今年度の事業計画は</p> <p>(4) 事業の各課間の連携は充分か</p> <p>(5) 環境基本計画及び景観計画について</p> <p>景観計画で「市の景観を損なうもの」と「市の景観を構成するものとして守り生かすべきもの」とした課題への対応はどのようになっているか</p> <p>3 まちづくり協議会への期待と危惧について</p> <p>(1) 地区ごとの中間報告を求める</p> <p>(2) 何を期待し、どのように実現していくのか</p> <p>(3) 協議内容の制限及び支所長、行政サービスセンター長の指導と権限について問う</p> <p>(4) 議員はメンバーとして参加すべきではないのではないか</p>	村 川 四 郎
6	<p>1 障害を持った子ども達への教育について</p> <p>(1) 特別支援学級と県立特別支援学校へ通学する児童生徒の現状について</p> <p>(2) 佐渡市以外で就学をせざるを得ない事例と佐渡での学習環境について</p> <p>(3) 障害を持つ子ども達への支援について</p> <p>2 佐渡市内の二次交通について</p> <p>(1) スポーツ大会やイベント等の会場までの輸送方法と宿舎について</p> <p>(2) 宿舎所有のマイクロバスの利用について</p> <p>(3) 交流人口拡大に向けた対応策について</p>	金 田 淳 一
7	<p>1 ハラスメント問題について</p> <p>ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言う</p> <p>(1) 総務課としての対応</p> <p>① ハラスメント被害への人事対応</p>	大 森 幸 平

順	質 問 事 項	質 問 者
7	<ul style="list-style-type: none"> ② ハラスメント対策の対応事例 ③ 管理者研修等 (2) 職場ハラスメントの基本理解 <ul style="list-style-type: none"> ① ハラスメントの種類（パワハラ・セクハラ・モラハラ） ② 職場ハラスメントの見抜き方 ③ 放置の代償 ④ ハラスメントの予防法 ⑤ ハラスメントと人権 ⑥ マタニティハラスメント（マタハラ）について 2 メンタルヘルスについて問う <ul style="list-style-type: none"> (1) メンタルヘルスとは (2) 平成27年6月1日現在、メンタルヘルスで休んでいる人数は (3) 予防対策 (4) 早期発見対策 (5) 再発防止対策 (6) 社会復帰支援 3 佐渡市認証米等について <ul style="list-style-type: none"> (1) 認証米の取組農家数は増加しているか (2) 認証米の出来高数は何tか (3) 認証米になると30kgあたりでいくら高くなるのか (4) 認証米は不足しているのか、余っているのか (5) 認証米を増加させる取組みはJAが行うのか (6) エコファーマーの取得等の指導はどこが行うのか (7) 佐渡市は具体的な取組みをしているのか <ul style="list-style-type: none"> ① 申請時は昨年度の実施箇所等を添付し、変更する場合はそれを訂正する といった手続きの簡素化はできないか ② 申請主義に徹するだけで良いのか 4 職員の適正配置と職場実態について <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度の年休の切捨実績は (2) イベントに対する職員の配置等について 代休はきちんと取得させているか (3) 支所・行政サービスセンター業務の見直し実績は (4) 安心して子供を出産できる職場環境は整っているか 	大 森 幸 平
8	1 真の平和に守られた力強く人にやさしい佐渡へ	荒 井 眞 理

順	質 問 事 項	質 問 者
8	<p>(1) 戦後70年を迎え非核平和を進めていくために積極的な取組みを</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本非核宣言自治体協議会に加盟すべき ② 広島平和記念式典、長崎平和祈念式典への子どもたちの派遣とその報告をする集いの開催を ③ 小学5年生から中学生を対象に平和の担い手養成を趣旨とする教育の取組みを ④ 戦死者に思いを馳せ非戦を誓うため、終戦記念日に市民が黙とうを奉げるような呼びかけを <p>(2) 佐渡金銀山が世界遺産となることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 繁栄の歴史と影の歴史の両方から学ぶものがあるのではないか ② 平和の砦としての世界遺産 <p>2 まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>(1) 市民が策定の主人公になるような参加の仕方を考えるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人口減対策の推進会議の4割（5～6人）は女性に ② 若者の居場所は若者が考える <p>(2) 農・林・水産すべての第一次産業の推進を</p> <p>(3) 世界的資産への外国人観光客受入体制について</p> <p>3 （仮称）金井地区統合保育園建設について</p> <p>(1) 保育園の保護者には説明会で理解を得ているのか</p> <p>(2) 新園舎の出入口と駐車場確保はできているのか</p> <p>4 たび重なる不祥事や補助金の不適正交付について</p> <p>(1) 153万円の「預け金」問題について</p> <p>(2) 平成25年度観光資源活性化チャレンジ事業の世界文化遺産認定に向けた光おもてなし・街並み賑わい創出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の文化財である建物に許可なく構造物を設置させた問題 ② 民間団体のチャレンジに対して、市の計画や方針をしっかりと示すべき <p>(3) 佐渡市職員倫理条例を制定するべきではないか</p>	荒井真理

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

村川四郎君の一般質問を許します。

村川四郎君。

〔15番 村川四郎君登壇〕

○15番（村川四郎君） おはようございます。民主党会派の村川四郎です。よろしく申し上げます。

活性化策は身近なところにある、わざわざ難しくは考えない、これは鳥取県知事の平井氏の弁です。毎年暮れになると、日本海側の鳥取県米子市に住む私の5歳上の兄がコーヒー豆を送ってきます。コーヒー好きの私にとっては大変うれしいことだが、何でへんぴな鳥取でコーヒー豆なのだろうとずっと思っていました。やっとわかりました。スタバはないけれども、日本一の砂場はあるよと言ったのは、京都に次いでコーヒー消費量全国第2位の鳥取県の平井知事でした。町並みには、サラリーマンを始め老若男女の人々の居場所が何カ所もあって、コーヒーの香りが流れ、まち歩きが楽しい鳥取米子。そして、私たち議会でも行った「ゲゲゲの鬼太郎」のまち、境港市。若者は、コーヒーショップでくつろぎ、コーヒーショップで議論に没頭する。高齢者の人たちの瞳も輝いている。ネットのマイナビ毎日ニュースには、先日5月23日、全国で約1,100店舗を展開するスターバックスジャパンが47都道府県で唯一店舗がなかった鳥取県に1号店をオープンさせた。この店舗の周辺には、前日の昼の午後1時ごろから行列ができ、当日の朝7時の開店時には県内外から1,000人以上のお客が集まった。そして、夜になっても列が絶えない盛況ぶりで、夜の7時を過ぎても大盛況の様子を撮影した写真がツイッターに投稿されています。私がこのニュースで最も感心したのは、地元企業の見事な反応のよさです。一昨年暮れ、隣の島根県にスタバの第1号店が開店したときに唯一全国でスタバのない県となった平井知事が、スタバはないけれども、日本一のすなば珈琲はあるよ、砂場に遊びに来てよのパフォーマンスにすぐ反応して、昨年の春には地元企業がJR鳥取駅北側にすなば珈琲店を開店させたことです。当日は、この店にも朝から100人以上の列ができていたといいます。もし地元の企業がこの知事の言葉に反応してすなば珈琲店を開いていなかったら、こんな全国的なニュースにはならなかつたらう、このまちの文化レベルは心わくわくで、今後も期待したいものです。しかし一方、夕暮れのあるまちは、旅人だけでなく地元の人も散歩は楽しくない、まち歩きなどしたくないまちで、おしゃれな喫茶店などはどこにもなく、飲食店ばかりが幾つか残っている。静かな夜のまちには飲んで騒ぐ男たちの声が時たま聞こえるだけで、楽しそうな家族の笑い声は聞こえない。緊張感のない男たちの飲酒の世界は、女性たちの意見を聞くこともなく、文化レベルの低い酒席の雑談で、まちは寂しく今夜も更けていく。私の住んでいる佐渡は、決してこんなまちにしたいと思いません。そういう熱い気持ちを込めて質問に入りたいと思えます。

まず、佐渡市スポーツ協会の設立について。利害を異にする、利害が違う組織の統合目的には疑問を感

じていますので、次の質問をしたいと思います。

1、スポーツ振興財団設立4年でなぜ統合の必要があったのか。

2、組織の一体化で交流人口増加策と島民の健康増進、生涯学習推進政策とのギャップの解決策はあるのか。

3番、イベントが業者委託で営利に偏る心配はないか。

次に、日本一お客様に愛される島づくりを目指しての庁内一体化の行動について質問します。イベント例などから各課のハウレンソウ、報告、連絡、相談の実施状況を問いたいと思います。

1、庁内会議、いわゆる庁議の一般公開はできないでしょうか。

2、シートゥーサミットの目的と担当課はどこか。

3、はんが甲子園の目的と今年度の事業計画はどうなっていますか。

4、事業の関係する各課間の連携は十分行われていますか。

5、市の環境基本計画と景観計画について。市景観計画の中の市の景観的な課題に、市の景観を損なうものと市の景観を構成するものとして守り生かすべきもの、悪いところとよいところとした課題へのその後の対応はどうなっているかお聞きします。

最後に、まちづくり協議会への期待と危惧から。市長が地域審議会にかわる組織として旧10市町村につくことを求めた協議会ですけれども、9市町村各地の現在の中間報告を求めます。

2、この協議会には何を期待し、どのように実現していくのか。

3、協議内容の制限及び支所長、行政サービスセンター長の指導と権限について問います。

最後に、いろんなメンバーで構成されているようですけれども、このメンバーの中には私は議員は参加すべきでないと考えていますが、執行部の所見を求めて、この席からの質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、村川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点のスポーツ振興財団、佐渡市スポーツ協会の件でございますが、教育委員会から説明をさせます。

庁議の問題でございますが、庁議の内容を公開等とはできないかということではありますが、庁議の内容につきましては政策形成過程の情報も含まれているということであるわけでありまして、現在のところ公開傍聴は考えておりません。

それから、シートゥーサミットについても教育委員会のほうから説明をさせますし、はんが甲子園についても教育委員会のほうから説明をさせます。

庁内の事業連携でございますが、これからの施策というのはやっぱり総合的な施策が必要でございます。役所の場合には、これは国もそうでありまして、県もそうでありまして、やっぱり縦割りというのが基本になっておりまして、この弊害というものが出ているわけでありまして、これを何とか横串を入れていかなければならないということでございます。我が佐渡市におきましては、複数の部署に関係するわけで

ございます。そういうものについては、総合政策課が関係課を招集してこれを取りまとめ、横串を刺すということにしているわけでございます。

それから、佐渡市の景観の課題であります。これは、いわゆる景観を損なうものに対してどうしていくのか、そして佐渡市の景観を構成するものを守るということのこの2つに分かれているわけでございます。景観を損なうものにつきましては、佐渡市の景観条例に基づきまして、景観配慮について指導することなどに今取り組んでいるところでございます。特に今回は、世界遺産というものを今目指しているわけでございますので、そのところは世界遺産のハード、ソフトの整備とあわせながら一体的に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、残すものというか、守り生かすものについては、佐渡のシンボルとなるような建物のいわゆる保全改修、さらに歴史のあるような町並みとか神社とか、こういうものがあるわけでありますが、文化財等が中心であります。その保全強化、さらに天然記念物の樹木等があるわけでございますが、それらの樹勢回復というようなことで、特徴ある海岸についてもそういうことの保全強化というものに取り組んでいるわけであります。これらにつきましては漁業関係の活性化の交付金もございまして、そういうものを有効に活用してこれから進めてまいりたいと思っております。

それから、地域の自主組織でございしますが、平成27年3月の代表質問の中でも私お答えをいたしましたわけですが、佐渡の活性化について特効薬というものはありません。しかしながら、確実に言えることは、地元の人が生き生きと生活をしているその地域にしか人が来ないわけでありまして、人が来ない限りは活性化というものはあり得ない。したがって、地域自らが自主的に活動をするということが基本である。したがって、行政がああしろ、こうしろという内容についてのもではなくて、地域の人たちが自分たちの地域、集落をどうしていこうかということを経験的に感じていかなければならないというふうに考えております。

議員のほうからメンバーに議員は参加すべきではないと考えておるということでございますが、私どもは議員の方々にそこに入ってこれとか入らなくてもいいということは、支所長、行政サービスセンター長には指示しておりませんし、当然地元の人たちが地元選出の議員の方々が入ったほうがいい、必要とあらば地元でやるし、必要でない場合は当然そこには入らないということに私はなるのだと思っております。そういう意味で、自主的な活動、そしてそれを通して誇りの空洞化というものを防止をしていかなければならないというふうに考えているわけであります。なお、このことのやっぱりリーダー的なまず導入部分については、支所長及び行政サービスセンター長、これがやっていかなければならないということで今指示をいたしているところでございます。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 佐渡市スポーツ協会設立についてご説明いたします。

スポーツ振興財団設立4年でなぜ統合の必要があったのかということですが、1点目は公益財団への早期認定であり、スポーツ振興財団については平成23年4月の設立当初から公益財団の認定を目指してきました。しかし、事業が交流人口の拡大を意識したスポーツツーリズム中心のため、公益性が薄いと

いう現状があります。体育協会が行っている公益性の高い市民スポーツの取り組みと連携しなければ認定を受けることができないということから、このたび統合したものであります。2点目は、新たな事業展開が可能になるということです。スポーツ振興財団と体育協会とは、市民のスポーツの振興という同じ目的を有する団体であり、それが統合することで組織強化が図られ、市民の健康増進、体力向上及び競技力のさらなる向上等が期待されるということからであります。

続いて、組織の一本化で交流人口増加策と島民の健康増進、生涯学習推進政策とのギャップの解決策があるかということについてですけれども、佐渡市スポーツ協会の今事務局体制は3つの係で行っております。1つは総務係、2つ目が事業係、そしてスポーツ推進係の3つであります。この3つの係がお互いの目的達成に向けて事業を進めておりますけれども、それぞれが連携をとることでより効果的な運営が図られるというふうに考えています。例えば指定管理施設を利用して、地区体育協会や佐渡市スポーツ協会会員を核とした市民対象の教室を開催したり、また総合型地域スポーツクラブの設立による市民の健康づくりやコミュニティーづくりを目的とした事業の実施が考えられますし、それから財団への協賛金、寄附金により競技力向上、選手強化などに今までよりも事業拡大が期待されるということからであります。

最後に、イベントが業者委託で営利に偏るのではないかとのご心配についてですけれども、特定の業者に偏らないよう、事業を進めるに当たっては適正な事業運営に心がけるべく、しっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、シートゥーサミットについてなのですが、シートゥーサミットは海から山へと自力で進む中で自然の循環を体感し、自然の大切さについて考えようという新しい環境スポーツ事業です。佐渡では、ジオパークやジアスに取り組んでおり、大地の営みにより隆起して生まれた佐渡島で、自然と共生しながら営んできた農業がジアスに認定されました。まさに自然の循環を体感できる島が佐渡であり、この大会のフィールドとして最適な条件を備えているということです。大会初日は、基調講演とパネルディスカッションによる環境シンポジウムを行い、2日目は、全長34.5キロメートルのコースをカヤック、自転車、登山と3つの種目をリレー方式で構成したスポーツ事業を行います。このイベントを通して、3資産を中心としたプロモーション活動による環境の島佐渡の情報発信と、自然環境の重要性をさらに理解することにもつながるというふうに考えております。

シートゥーサミットの担当課は、社会教育課でありますけれども、イベントの成功に向け、関係課、観光振興課、環境対策課、農林水産課、それから世界遺産推進課と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

3点目のはんが甲子園についてですけれども、はんが甲子園の開催目的は、高校生が制作する作品の発表並びに鑑賞の機会、交流の場として開催することにより、版画の島佐渡の魅力を全国にアピールすることからであります。これまで高等学校用の芸術科教科書に掲載されたり、常連校でなく新規の参加校が出場するということなど、一定の成果が上がってきております。今年度の事業については、まだ正式な実行委員会開かれておりませんが、その準備段階の会議に参加しております。参加校の規模を縮小することがないように、協賛金のお願い、それから作品販売等の取り組みに市としても一緒に知恵を出し、汗をかいて、連携、協力してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） まず最初にですけれども、甲斐市長は昨日の答弁等々からも、6次産業化や農商工連携で今現在芽出しの事業は非常に多く、100以上もあるというような答弁をされておりました。となると、このまま順調にいったとしても芽出しのいろんな事業の収穫期を迎えるのは来春以降になると思います。もっとも先かもわかりませんが、ということは、市長は当然その収穫期を自分の手で迎えるために来春以降ももちろん続投されるのかと思うのですけれども、通告していないのですけれども、その辺のところ、やっぱりついていく人、それから関係者にとっては非常に気になる場所ですので、来春以降の姿勢をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 実は、私の当初の選挙公約の中で5項目のものをつくりました。それをもとにして平成31年までのビジョンをつくり上げております。ただ、そういう中で5項目の職員の体質、体制というところについては、残念ながらできなかったというものがございます。この点を今鋭意努力をいたしております。その点で市民のご理解をいただけるということになれば、最後までというふう考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） ありがとうございます。頑張っていたきたいと思います。

まず、最初のスポーツ振興財団と体育協会の統合ですけれども、今回、私も先日参加させてもらったのですけれども、祝賀会というか、祝賀会ではなくて式典のほうです。祝賀会、当日市長も欠席で代理だったのですけれども、祝賀会のメンバーも後で聞いたら、何か議会も議員が2人ぐらいしか行っていないというふうな話も聞かしく、何となくこの統合、設立に関してははっきりしないという姿勢の人も多かったような気がする。その辺祝賀会等々でそういう雰囲気はなかったですか。何となく水を差したというか、殺風景というか、いかがでしたか。盛り上がりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 祝賀会につきましては、議員の方いろんな都合があられたのだというふうに思いますけれども、その他の関係者の方大勢参加しまして、佐渡市スポーツ協会設立に向けてこれからしっかりやっっていこうという盛り上がりを大変感じました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 私は、一番統合で心配するのは、今まで例えば生涯学習推進、これで高齢者がますますこれからどんどんふえてくる中において、予算的にも介護、福祉、医療の予算が非常に大きくなっていく。これ全国的にそうなのですけれども、佐渡市もこれは免れない。一方、体育協会が教育委員会のもとと一緒にやっていたときには、特にそういう面の支援というか、手伝いを非常に手厚く一生懸命や

っていただいていたような気がするのですけれども、財団でちょっと営利を目的と、それからできるだけいろんなスポーツイベント、大きい大会でありますけれども、島外からたくさん来てほしい。地元よりも島外からお金を払って来てくれる人たちを大事にしたいというような風潮があるように感じるのですけれども、その辺のところを、生涯スポーツに関しては、例えば利用料金を上げるとか、時間を短縮するとか、プールなんかたしか体育協会のままですけれども、これは合併のせいもあるのかもわかりませんが、以前は例えばB&G海洋センターのプール、羽茂にも小木にもありましたけれども、オープン期間というのはかなり長かったのですけれども、そういうのが短くなってきている、そういう傾向がもっと強くなるというような心配はないでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 今議員ご指摘のように島外からの人をいっぱい呼んでというような一面も確かにありますけれども、高齢者の方の健康づくりを目指して、先日指導者の育成の講座を、新潟医療福祉大学と連携して始めました、講座が年間12回であります。このあたりの指導者育成をした後、それぞれの公民館の主催である高齢者の講座、学級ですとか、そういうところでも健康づくりのためにいろいろ活躍してもらいたいなというふうに思っておりますし、また高齢者の方も楽しめるようなニュースポーツなんかも取り入れていきたいなというふうに思っています。

B&G海洋センターについては、今市の直営でやっておるところです。開放期間については、ちょっと以前との比較私わからないのですけれども、せっかくある施設ですので、できるだけ市民の方に活用していただきたいなというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） B&G海洋センターは、プールの赤泊の事故とかがあったので、監視員体制を強化しなければいけないということで複数にしたりとか、人件費とかもかさばったりするのもあるのかもわかりませんが、とにかくそういう形であっても一般市民のスポーツというか、娯楽的なスポーツに関しては、特にそういう施設とか、民間のものも含めてない佐渡市ですので、それは縮小しないでいただきたいと思います。

今度は、財団が中心というか、交流人口をふやすためにいろいろ、今回のシートゥーサミットというのもそれが入っているのだと思うのですけれども、トライアスロンとかロングライドとかマラソンとかやっているのですけれども、1989年に第1回佐渡国際トライアスロンやったときには、ずっと昔ですので、あのころは多分佐渡でそういうことをやる人は少ないだろうと思って、私も神戸から自転車担いで第1回大会Aタイプに出させてもらったのですけれども、やっぱり交通費も高い云々というのがあるので、なかなか選手を集めにくい状況にこれからなってくるかも知れません。だから、島内の人たちが気軽に参加できるようなスポーツを財団は力を入れてほしいなと思うのです。そういう面からいくと、後から出てきますけれども、シートゥーサミットはちょっと、島内の人々が気軽になると、カヤックとかそういうのも必要なので難しいのですけれども、例えば高齢者の健康スポーツというか、そういうのがなかなかないということで、娯楽的な要因が多いですけれども、自治体によってはゴルフなんかはすごく力を入れている自治

体もあるのです。兵庫県の三木市なんかそうですし、佐渡市も例えばオープンゴルフコンペみたいなものをやれば、これは昔は10市町村対抗ですか、議長知っていますよね。そういうコンペが、合併前に大会が毎年あったような気がします。そういうものが合併してからずっとなくなってしまったので、やっぱり娯楽性もありますけれども、一番交流人口をふやすのにも気軽ではないかと思うので、そういう大会をやるようなことも検討してほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 新しくオープンしたサンテラ佐渡スーパーアリーナ、一般利用者が当初予定していたよりもかなり多いということで、島内の方はスポーツに関心の高い方数多くおられているのだというふうに感じております。議員おっしゃったように島民のニーズ、どういったことを望んでいるのかというふうなところをしっかりと把握をして、それに応えるべくいろんな事業等に取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） ちょっと連携ということで、観光振興課の課長にも聞きたいのですが、小豆島みたいな小さい島、淡路島だとたしか立派なゴルフ場が3カ所あります。小豆島でもたしか1カ所か2カ所あったと思うのです。私らも行きたるところに観光に行くと、もう観光はいいからといってよく旦那さんがゴルフして待っているようなケースもあるので、佐渡市もやっぱり観光という面からもゴルフ場をうまく使えば、奥さんと子供はドライブか何か、バスに乗って観光している間に旦那はゴルフして待っているというようなことも当然いいゴルフ場であれば起こるのです。それで、ゴルフ場も非常に経営は苦しいというふうに聞いていますし、もしこれがなくなったとしたら、何か日本一大きい島と言いながらゴルフ場の一つもないのかというような、もう一個ハーフのやつは両津にあるのですけれども、そういう島になってしまえば評判自体も非常にマイナスになると思うのです。ゴルフやっている人はよくわかるのですけれども、スポーツで税金がかかっているというのはゴルフだけなのです。年間わずか2,000万ぐらいのゴルフ税の収入があるのですけれども、1人たしか1,000円かからなかったです、1ラウンドで。こういうものを外すことによって島内の人たちももっと盛んにゴルフされるでしょうし、コースは経営がある程度安定に向かうかもわからぬ。その辺のところを、観光振興課長、どうですか。そうすると観光客も、私も佐渡ぐらいのゴルフ場だったら、もう二、三回行ったら、島とかの観光地だったらゴルフして、夕方一緒に飯食うのだけ一緒になるから、おまえたち観光してこいよというような行動に出たいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ゴルフ場の活用ということですが、今現在島外のほうからどれほど佐渡のゴルフ場に来ているかわかりませんが、あらゆるニーズには応えていけるような観光対策はとっていきたいと思いますけれども、ゴルフ場につきましてもどの程度のニーズがあるかもこの後確認して取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） これ、観光振興課長、本当に真剣に考えてほしいと思います。

次の質問ですけれども、市長が就任時から目標としている日本一お客様に愛される島づくり目指して、庁内の各課長の背のところにそういうフレーズのあれを張ってあるのですけれども、ちょっと最初に、前も一度愛される島というので市長に注文つけたことあるのですけれども、これは私も言われてそうだなと思ったので、もう一度。愛される島というのはずうずうしい言われたのです。自分が愛していないのに相手から愛してくれ、愛してくれてだめだと。だから、もし職員にやらずならまず職員が、あるいは佐渡島民が来たお客様を愛する。愛する態度、とにかく日本一お客様を愛するという態度を見せないと、向こうに勝手に私を愛してくださいと、横柄な格好とか、横柄な格好というのは、例えば荒れ放題の自然とか手入れがされていないような景観を見せながら愛してくれよと言うのと一緒に、それは無理だと。だから、日本一お客様を愛する島ならば何とか、あ、そういう島があるのだったら行ってみようかなと思うけれども、来るお客さんに私を、佐渡の人を愛しなさいよと言うのは非常にひっかけがあると言われたので、いかがですか、このところ。日本一お客様に愛されるのではなくて、日本一お客様を愛する島。逆なのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お客様から大勢佐渡に来ていただくわけ、これは1次産業と観光というところの一番大きな狙いであります。その中でお客さんが佐渡を愛してくれなければ佐渡へ来ないわけです。ですから、私は問題ないと思っていますけれども、ただ当然お客様が来たら佐渡の人たちがもてなしの心を持ってやるということは、その土台にあるということは事実でありますけれども、一つのキャッチフレーズとして日本一愛されるということがそれほど違和感があったつもりもないものですから、どきっとして今聞いたところでありますけれども、私はそういうふうに理解をいたしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 愛されている、愛しているとわからないで来る人もたくさんおると思うのです。行ったことないから行ってみようかという程度で来る人のほうが結構佐渡の場合多いのかなと思います。

そこはまた検討項目として、まずシートゥーサミットですけれども、これ前日にまず環境サミットをやるということですね。どういうサミットを、環境のサミットをされるのですか。

それともう一つ、なぜあいぼーと佐渡なのかなと。会場は、真野の海岸をスタートして、それからずつと相川から登っていくのに、コースから見ると一番集まりやすい、最近ちょっとあいぼーと佐渡、あいぼーと佐渡で何でもかんでもやっているの、ある程度趣旨はわかるのですけれども、本来ならばやっぱりアミューズメント佐渡ではないかと思うのですけれども、何か無理があるような気がするのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） シンポジウムの中身ではありますが、1日目に基調講演、これは畠山重篤さんとお

っしゃるのでしょうかけれども、NPO法人森は海の恋人の理事長、その方の基調講演。その後パネルディスカッションとして、鼓童の元プレーヤーの宮崎正美さん、それからモンベルというアウトドアの会社の辰野社長さん、それから仲川希良さんというファッションモデルの方、アウトドアに非常に関心の高い方だと聞いております。それと、佐渡の市民として相田忠明さん、佐渡相田ライスファームの代表の方であります。

会場につきましては、あいぽーと佐渡ということに決定されたわけですが、佐渡にこういうのがオープンされたということと、それから余り大きな規模の会ではないというふうに聞いております。トライアスロンとかロングライドとか、ああいう人をいっぱい集めるというのではなくて、規模自体は小さいようです。ほかのシートゥーサミットの参加人数見ましても、100人を切っている規模の大会というのはたくさんあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） ある程度わかるのです。もともとあいぽーと佐渡をつくることからいろいろ議会で不評が多かったものをつくって、また運営が赤字だったら議会からも突っ込まれるからというようなことで、あいぽーと佐渡、あいぽーと佐渡で今こういう会場にしているのだと思います。この間も言われたのは、島内全9町村の災害関係者の会議をやるのに何でわざわざ両津のあいぽーと佐渡まで行かなければならないのやと、真ん中でやってくれたらずっと楽なのにと。南部の人にとっては本当両津って遠いのです。その辺もわかってほしいのですけれども。

もう一つ、このシートゥーサミット私がこうやって言うのは、これはシートゥーサミットという名前自体も民間会社の独占商標なのです。モンベルという会社、山岳用品の製造、販売をしている会社、この会社が一手になって全国やっているわけでしょう。だから、どういう経緯でこれを佐渡に持ってきたのかとなると、ちょっとその辺のところがクエスチョンマークというか、普通ならばカヤックなんか手に入れるのも大変だから、カヤック自体を佐渡で手に入れようと思ったらほんの何台しかないわけでしょう。だから、そうすると参加できない。あらかじめ申し込んでカヤックを予約しておいて、どこか市を經由してとってきてもらうのだけれども、それもかかわっているのは市のそここのところだけなのです。例えばオープンウォータースイミングの大会なんかもその後ありますけれども、これと比べると申し込み方法も全然違うのです。オープンウォータースイミングは郵便振替もできるし、ネットでもできるけれども、このシートゥーサミットは決められたネットだけ、モンベルか何かの、これにだけしかなくて、相談窓口なんかも市はなっていないですね。

それで、もう一つ、現在何人集まっていますか、何人募集で。もうすぐ大会ですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

きのう現在の申し込み数ですが、39組63名となっております。

〔「何百人募集したの」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（越前範行君） 3つの種目がございます。個々に100名ずつということで計300人を予定しておりました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） もう大会が次の次の週に、今月ですので、これ以上突っ込みませんが、やっぱりこの辺慎重にやらないと、本当なら今もっとはやっているトレイルマラソン、海岸から山岳からずっと。昔私らも小木の町議会のときに、それこそ榎谷議員というのが発案してトレイルランとかというのやったことある。もうそのころからずっとあって、これはもう全国あっちこっちで誰でも参加、地元の人が運動シューズさえあればできるような大会なのですけれども、いろんなものもあってあるのです。カヤックを買わなければいけない。カヤックを買うにも佐渡では大変だというような大会を何であれしたのかなど。

次に、はなが甲子園ですけれども、予算が残念ながら減らされたというふうに私も感じておるのですけれども、15回も継続してきて、せっかく佐渡でこれだけ学校関係で長い間続けて、まあまあ評価を得てきていると思うのです。厳しい評価の方もおりますけれども、教育委員会のやる事業として、これを観光的とか地域振興的に、商工会が最初スタートしたのですけれども、そういう面から考えるともうちょっと物足りないのかわかりませんが、学校関係の、全国の高校関係を結んでこれだけの事業やってきたのは評価できると思うのです。ですから、これをもっとさらに、会場を変えてみる。例えば南部で一回やってみる。教育長、小木の中学校はかつてどういう版画の状況だったかご存じですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 小木の学校に行くと大きな大判の見事な版画が展示されていると。かつては小木の中学校は、日本でもトップクラスの版画に力を入れている学校だというふうに認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 今OBしか残ってなくて、学校では版画はほとんど行われていないようだけれども、いつも文部大臣賞とか、そういう表彰受けて、私らの後輩だったのでだけれども、そういう理解者もたくさんまだ残っていますので、ぜひまた違った面で盛り上がると。観光地としても、相川でやる場合とまた参加する学校もちょっと違うと再度応募してくれるのかなと思いますので、そういうものと、それから作品を、せっかくあれだけ立派な作品が毎年出てきているわけですから、もっと違う形で見てもらうとか、場合によって販売とか、そういうことは考えられませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） お答えします。

今まで15回、これ相川の商工会が中心となってやってきたというようなことで、今回16回になるわけですが、やっぱり相川商工会のところだけでやっていくのは無理があるのかなという感じがしております。

それから、補助金については、補助金頼みでやっている事業というのはだんだん尻つぼみになっていく

ということがあります。今議員おっしゃったように作品の販売、これ大きな資金源になると思いますし、作品をもとに大口の寄附を募るとか、そういうようなこととして、汗をかき、知恵を出し、何とか事業を実施していきたいなというように考えております。

それから、他の地区でという今ご指摘ですけれども、私もそういった視点は大事なと。佐渡は、相川だけでなくいろんなところで版画に熱心に取り組んでいる方がおられますし、今回もうすぐ始まる県展でも佐渡の方が版画部門で多くの方入賞されているというような実績もありますので、相川だけでなく他のところでもやるというようなのも一つのアイデアかなというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 教育長言われましたように今新潟県展やっていますけれども、県展にもことし佐渡の方が13人も入選されておるのです。それだけすごい、そういう方がたくさんおられるということで、販売すれば作品は、それ金額にもよりますけれども、結構資金源のもとにはなるのではないかなと考えております。

次に、佐渡市環境基本計画、これ平成19年3月、それから佐渡市景観計画、これは平成22年1月、こんな立派な計画書、このほかにこれよりもっと倍ぐらい分厚い、余り分厚くて重いから持ってこなかったのですけれども、環境大全というのがありますよね、あんな立派な。物すごい時間と、執行部だけでなく民間の方、学者の方、大学のそういう関係者、いろんな英知と時間と金をかけて、エコアイランドに向かって合併時進もうということではいつくられたわけなのです。佐渡市環境基本計画、平成19年3月にできていますけれども、これ何年を、例えば完成目標というか、目標に立てられていますか、何年後の佐渡を。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

佐渡市環境基本計画は、平成19年3月に策定しておりまして、10年後、本の中では平成28年度を目標にしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 来年ですよ。ことしもう9年なのです。これすばらしい計画で、つくっているときにはこれを夢見て、ああ、こういう佐渡島になったらいいなということで、私も小木地区にかかわって、一つ一ついいところ、悪いところのプロットを打つのに参加した記憶あるのです。何かあのときの盛り上がりというのは、住民の人たちも本当に盛り上がって、いろんな町内の方々が参加して、どうだこうだといってこうシール張ったりしてやったのが何かこんなになって、もうあること自体を知らないというか、これは10年計画でしたよね。

もう一つ、佐渡市景観計画、平成22年1月ですけれども、これは何年ごとに目標を区切っていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

基本的にはおおむね5年ごとに市民の意向調査等計画状況の点検を行うこととしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） ことし6年ですよ、これできて。課長はことしから、そこにまだ座られたばかりですけども、建設課に前からおられましたけれども、私もこれ景観計画というの建設課の担当、所管というのを質問を出して初めて知ったのですけれども、意識されていましたか。5年たって、6年たって、どういう仕事をされましたか、関連で。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

現在佐渡市では、世界遺産登録を目指しており、その構成資産及び緩衝地帯となる範囲を景観計画の特別区域に指定しております。計画の部分的な変更を行わなければならないことになっております。それらが一段落した段階で市民の意向調査を含めて点検等に着手したいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 朝一番、朝の時間全部独占できるので、余り時間は使ったらいかぬかなと思いましたが、これ潰すのも大変なので、質問として投げかけておりましたので、議員の皆さん方もこの景観計画というのは多分本棚に寝てしまっていると思うのですけれども、ここの中に5年ごとに見直すという中で、21ページのまず悪いところです。市の景観の課題で、景観を損なうものとして5つ項目がずっと挙がっています。尖閣湾など雄大な自然景観の中に立つ大型看板などが景観を損なうとか、のり面が目立つ大佐渡のスカイラインとか、そういうのがあるのですけれども、それと反対に今度は22ページは市の景観を構成するものとしていいもの、守り生かすべきものということで、守らなければいけない、守っていかねばいけないという項目が6項目あるのです。これ、建設課長、説明できますよね、どういうものかというの、具体的に。悪い景観にはどういうものがあって、守っていかねばいけない景観にはどういうものがあってというの、そこをちょっと紹介してもらえませんか。多分市民の人たちもどんなところかなというの、もうこれ自体を多分、6年前だし、知らないと思うのです、こういう景観計画をつくって。さっきの環境基本計画のほうは、私花の島プロジェクトの関係でいいところ、悪いところって、夜あゆす会館だったかな、体育館かですら記憶あるのですけれども、こっちの景観計画、6年前全く参加していません。だから、車で走っていても、この看板なければいいのになとか、そういうのも目立つところあるのですけれども、そういうのも含めて、これちょっとひとつ説明をいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

佐渡市の景観を損なうものとしまして5つありますが、自然景観と調和しない構造物ということで、尖閣湾など雄大な自然景観の中に立つ大型看板など、のり面が目立つ大佐渡スカイライン、海岸の防波堤や

テトラポット、国中平野のカントリーエレベーターがあります。野積みされた廃材や残土ということで、平野や山中に野積みされた廃材や残土などがあります。3番目に、管理されない竹林、2次林や放棄耕作地ということで、管理されず荒廃した竹林や2次林など、雑草が繁茂する沿道や放棄耕作地。4番目に、統一感のない看板、建物については、国道350号沿道の大型商業施設や看板など、玄関口としての両津港周辺や沿道になります。5つ目として、自然や町並みの景観を損なう廃屋や空き家ということで、倒壊のおそれある危険な廃屋、町並みの景観を損なう手入れのされていない空き家であります。

また、佐渡市の景観を構成するものとして守り生かすべきものというものですが、大きなことで6項目あります。1番目として、佐渡のシンボルとなる建築物ということ、それは佐州館や相川税務署などのシンボルとなる建物。2つ目として、歴史ある町並みや神社仏閣、遺跡ということで、大慶寺の長屋門など歴史を刻む仏閣、能舞台、鉱山遺跡、北前船の往来があった小木港、宿根木港の町並み、相川の西坂、長坂、寺町などの階段や石垣を生かした町並み、古民家や能登がわら、白い壁ということになります。3つ目として、佐渡特有の巨木、天然林、植生ということで、新大演習林内の巨木、天然林、高山性植物と暖温帯の特徴的な植生。4番目としまして、伝統的な風習、生活、能や鬼太鼓などの各地域の伝統芸能、つぶろさし、盆踊りや精霊塔などの伝統行事、イカの天日干しや田植えなどの産業景観。5番目としまして、特徴ある海岸や加茂湖、枕状溶岩や矢島経島などの海岸、日本海と加茂湖に挟まれた砂州地形、牡蠣いかだや船小屋、佐渡一周線からの灯台や岬の景観。6番目としましては、佐渡の美しい眺望を楽しむ場ということで、金北山を望む国中平野の山裾、日本海の夕日を眺められる真野湾、長手岬、農村集落を俯瞰できる外海府の跳坂ということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） どうもありがとうございます。これだけ細かくやって、これは絶対守っていかねばいけないと思うのです、これから佐渡は世界遺産を目指すということは。こういうものを、総合政策課に私聞きたいのですけれども、つくって建設課に任すというような形でなくて、こういうものは定期的にといいか、どうなっているかというのもう気にしなければいけないと思うのですけれども、その辺はいかがなのですか。こういうもの、環境基本計画とか景観計画とかつくって、それがどのような段階に進行しているか、とまっているかというの、どういふかわり合っているか聞かせてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

個別計画の中で担当課によって毎年説明会を開いて職員に理解を求めているものと、そうではなくて担当課のほうからその都度設置をしている課に相談している案件と両方ございます。この件については後者のほうで、そういう案件があるときに建設課のほうに相談に行くというふうな体制をとっているのが現状でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 自然景観というのは、なかなか守るといふのも難しいと思うのですけれども、一番

佐渡で民間の人たちが気軽に環境基本計画に参加できるとなるとどういふことがあると思ひますか、作業として。環境対策課長だよね。市民の人たちが。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

今の質問は、市民の方々が環境基本計画の中に書かれている取り組みにどのように参加できるかということとして理解しますけれども、市民の方が参加するという場合は、例えばですけれども、企業だとか地域で自然を学ぶというような学習会を開催しておりますので、そういうところへ参加するということ、そのほかには佐渡市が市民の方にお願ひしております一斉清掃であるとか、ポイ捨てごみをしないというようなこと、そういった活動を通じて環境基本計画の考え方に参加していただいております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） では、学校ではどういふ取り組みを生徒にさせておりますか、どういふ教育といふか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

学校現場でございますが、今現在佐渡市小中学校全ての学校で環境教育に取り組んでおります。取り組みの内容でございますけれども、総合的な学習の時間という時間が年時約70時間、小学校で70、中学校でも70時間ございますけれども、その中の一部で、これ小学校全て総合的な学習の時間で取り組んでおりまして、中学校では13校中9校がその時間の中で取り組んでおります。その他各教科や児童会、生徒会活動でも取り組んでいる学校も多くございます。なお、総合的な学習の時間で取り組んでいない学校が中学校で4校ばかりございましたが、その学校につきましてはそのような中の取り組みというふうには理解しております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 環境基本計画の中にはそういうのも全部載っているのです。市民への環境学習とか学校での学習といふのですけれども、であるのになかなか佐渡島はきれいにならないで、やっぱり観光道路とかちょっと、今ちょうど草刈りシーズンなのですけれども、業者に頼んで草を刈ると、かえって刈った草の跡から空き缶とか空き瓶が出てくる。そうすると、一般の人が草を刈れば、それも全部処分するのですけれども、業者はそういうものまでの仕事は受けていない、草刈り事業だけですから、そのまんま置いておく。そうすると、それを片づける人がいないとずっと、ひどいときは1カ月、2カ月と同じ缶があったりすると。だから、それを見ると、ああ、やっぱりこの島はそういう教育が根本的にできていないなというふうには私は感じるのです。だから、特に子供さんの教育をしっかりと、教育といつても、私ら子供のときは、たしか小学校高学年ぐらいになると町内、町内の、毎週だったのか月に1回か2回、例えば1、

3の日曜日とか、2、4の日曜日とかいうのわかりませんが、日曜日の朝になると自分のところの町内を6年生の指導で5年生、4年生ぐらいまでと一緒にあって、あのころはアスファルトではないから、全部地道だったですから、土なんか砂利も含めて掃除して、それでそのごみを捨てに行くというのがずっと何年間もあったのです。だから、うちへ帰れば必ず拭き掃除をやらされるとか庭の掃除をさせられる、そういう習慣があったのですけれども、今の子供さんたちは電気掃除機で、モップで掃除するから、拭き掃除もほうきも使えないというのですけれども、だから耳学問だけでは難しい。やっぱり実体験で参加させるようなことをしないといかぬと思うのですけれども、そういう実践の試み、実習なんかもやっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 各学校で清掃活動、全児童生徒取り組んでおります。それから、実践的にというように、これちょっと当たるかどうかかわからないですけれども、例えば大野亀のこの前カンゾウ祭りありましたが、カンゾウの苗、球根を植えることを小学校、中学校で取り組んでおります。それから、花の苗を国道脇のところにみんな地域の方と一緒にボランティア得ながらやっているというような状況もありますし、松ヶ崎地域には学校林がありますし、そのあたりの整備をしていると。それぞれの学校でただの耳学問だけではなくて実践的な態度を養うということで取り組んでいることは事実であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 私は、14年間京都におった経験あるので、観光トップの場所ですので、それは当然なのかもわかりませんが、やっぱり住んでいる人たちの美に対する意識というのですか、道路に打ち水をする習慣から、1日に何回も前を掃くと。石畳のところのもうへこみのところにも砂利一つ、石ころ一つないようにするという習慣が、だから京都に行かれるとわかるのですけれども、どこ行ってもきれいです。佐渡市がもしというか、世界遺産にならなかつたときでも佐渡は本当にきれいな島だなと、なれば当然ですけれども、なっていったらきれいな島だなということになるのですけれども、いいところだな、また来たいなということになるのですけれども、やっぱりぶらぶら、ぶらぶらまちを歩いてみたくなるとか、自然と親しんでみたくなるとか、それと交流人口が減ったとしても住んでいる人たちが気持ちよく住めるためにも絶対これこそ、今「日本で最も美しい村」連合というのの学会というか、集まりがこの間長野で13日まで、先週行われていましたけれども、54町村が参加しています。佐渡市は、人口的に大きいから、切った部分でしか入れませんが、そういうことに参加するぐらいの気持ちで、もう徹底してきれいにする習慣を、これは環境基本計画の中にも責務としてありますよね。どういう責務が、それぞれ行政の責務とか市民の責務とかあると思うのですけれども、ないですか。それに対するペナルティーとかないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

環境基本計画の中では、市民の役割、事業者の役割、行政の役割をうたっておりまして、それぞれの立

場で佐渡をきれいに、文化も含めて守り受け継いでいきたいと思いますということをうたっております。

それで、ペナルティー等についてでございますけれども、計画の中ではペナルティーはございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） ここは、いろいろと議論しないといけないところなんですけれども、美化条例なんかのときに、昔小木でつくったときもそうだったのですけれども、ペナルティーをつけるかどうかと。全国の市町村では告発条例みたいなので、ポイ捨て、不法投棄している者見つけたらその人を役場に通報すると何か5,000円とか1万円くれるという、そういうのをやっているところも何カ所かあるのです。通報、通告システムですか、あるのですけれども、それがなくてもある程度の強制力というのは、責務というのがせつかくあるのですから、例えば自治会の集まりとか何かあったときに市民の方たちに環境基本計画違反すると、守れないとこういうふうなあれも、困りますよという中でそういう責務をしっかり植えつけていくようなことをしないと、なかなかパフォーマンスで、5月30日、ごみゼロの日、みんな掃除しましょうというのをあつと集まってくるのですけれども、365日のその1日だけ掃除しても、中には364日は散らかしている人もおるのです、はっきり言って。掃除した後すぐに、翌日というか、その日のうちにもう空き缶ポイになっているような道路もあるし、そういうものをなくする、絶対してはいけないという意識を植えつけないとだめだと思います。

時間もありませんし、あれですけれども、私は70、古希も過ぎましたので、そろそろ自分の終活活動に入ろうというふうに思っておるのですけれども、そういう中でもずっと自分として守ってきたことがあります。帰ってきてやっぱり、当時トライアスロン一生懸命やっていたから、多分3日に2日は走る、1日置き以上に、朝トレーニング、夕方とかトレーニングするのですけれども、そのときにただ走るだけでなくごみ袋を、エコ袋を持ってそこに、空き缶とか空き瓶とかを拾いながら走る。だから、多いときには、最初のころはごみを拾いながら距離を延ばしていくということでやっていたから、ちょっとしか走らなくても袋いっぱいになって、そこに置いておいて帰りに拾って帰るとかいうこともしたのですけれども、多分3年間で400回ぐらいはごみを拾いました。女房にはかなり怒られましたけれども、手袋はめて走って行って。そのごみの処理も非常に困るのですけれども、そういう話をして、今は議員になったから、選挙活動に見られてもいけないし、軽トラックで走って行って、例えば15日、月曜日も火曜日もちょうど草刈りの後、ずっと1キロぐらい、実家の山があるのですけれども、町外れのガソリンスタンドからふるさとの森までの約1キロのところは絶対空き缶も空き瓶も発泡スチロールも大きい紙くずも一個も散らかっていないよと。これは、この間行政サービスセンター長にも言うたのですけれども、そういう意識で管理しているから、ほかのところもそういうふうになればきれいなまちができるのだということを使ったのですけれども、それをずっと今もやっています。その話を、市長、行政のある職員と話したら、実は今までそういうことをやっている人って誰も見たことないのです。だから、私犬を散歩する人とか健康散歩する人がちょっと袋を持って行って空き缶二、三個でも拾って帰ってくればそれでいいのになと思って言ったこともあるのですけれども、誰もそれやったの見たことないです。そうしたら、おたくのここにおられる課長の中で、私もマラソンの練習をしながら袋を持って空き缶とか空き瓶を拾うことをずっとやっておるのですと。ああ、すごいなというか、捨てたものではないなと。ほかにもやはりいるのだと。だから、

そのうちふえてくるのではないかと。

もう一つ自慢ついでに、時間が、ちょうどほかのことに触れなくなったので、古希の老人のあれだと思って聞いてほしいのですけれども、車の駐車状況、不法駐車のこと、小木のまちでもいっぱい好き勝手に、右側通行か左側通行かわからないとめ方とか、道の真ん中あたりみたいなところに、俺の土地だからといってほとんど公道に近いところにとめるような人もおるのですけれども、私は1966年4月1日、昭和41年、オリンピックの次の次の年ですけれども、サラリーマンになって、連休前の5月に大阪へ赴任して、大阪へ赴任したとき新入社員教育で一番最初に国立大阪病院の薬剤部長さんが講話をしてくれたのです。その中で言われたのは、あなた方はこれからいろんな全国の病院を回ることになるけれども、病院に行ったときに自分の置く車の位置をもう一回確かめなさいと。病院の駐車場は、原則的には患者さんと家族のためにあると。あなた方は、喜ばれて来るお客さんではないと、商売に来るのだから。だから、正面とかいいところの駐車場は患者さんのために置いておいて、そこにはとめないでくださいと。車をとめた後、必ず一旦おりて自分の車が曲がっていないか、隣の邪魔になっていないか、出過ぎていないか、それを見て確認してから、どうぞ営業活動してくださいと言われて、それずっと守っています。だから、議員になってもう12年になりますけれども、私は中央会館の図書館側に必ずずっととめています。当時は、議員60人おったし、佐和田の市の職員もいっぱいでしたから、ほとんど駐車場いっぱいなのです。こう言うと耳が痛い人も議員としておられるのですが、言わせてください、年寄りのあれで。そうすると、議会の議員が一日中ここにおるような形で真ん中の真っ正面の駐車場埋めたとすると、町民の人たちの、役場を利用する人たちがやっぱり遠くにとめなければいけないし、非常に迷惑がかかると。だから、それは自分としてもあれだからということで、5分、10分事務局に用事があるというときにぽんと置いていくことはありますけれども、議会中は必ず一番中央会館寄りの隅に車を置くように、だからやっぱりそこで生活している人たちはその意識がないと、佐渡市の場合は、これ耳痛いというふうに聞かれる人もいますけれども、経営者とか店長が一番いいところに車を、もう365日近くに置いていっているところが結構あるのです。会社の真っ正面とかお客さんが一番使いやすい1等地に店長の車をずっと置くとか、ちょっと具体的になってきましたけれども、でも不思議なことにそれでも潰れない、店が。やっていけるのです。普通都会だとそういうやり方したらやっぱりいろんな批判もあるし、お客さんもそういうこと見ているから、おかしくなると思うのですけれども、これをやっぱり直さないことには市長が言うおもてなしの心、愛する、愛されると言っても言葉だけではないかというふうに思われてしまいます。やっぱり外から来る人たちは厳しい目で見ているのです。だから、その辺の意識を、職員も含めて、口で叱るのではなくて態度で示せるような形のものを、お客様に対してもおべんちゃらで口先だけではなくて、しっかりした行動、態度で示せるような形の指導をしていってほしいと思うのですけれども、最後に、市長、この件に関してお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大変なるご指導いただきましてありがとうございます。全て佐渡の人が村川議員のようなお考えを持っていたら、景観条例も何も要らないわけでありまして、今の時代いろんな考え方を持っている人たちがいっぱいいるものですから、これはなかなか統一できないわけでありまして、さっきの

景観計画の中でも守るべきものとそうでないものがあるのですが、これは一つ一つやっていることは事実。例えば小さなことですけれども、村杉の松というのがある。あれは、もう枯れそうだったというものが今はもう緑、青々としている。これも樹医を呼んできて、東京から、そういうこともやっているわけです。ただ、それがまだまだ佐渡は広いもんですから、これはできない。

もう一つは、私もこの前真野の第1保育園の運動会がありまして、そこへ行ってきたのですけれども、真野の海水浴場というのは非常にきれいになったのです。あのときには高齢者の方々が本当に、毎日ではございませんけれども、掃除をしているということがあります。だから、そういうことを、我々は条例というものを变えただけではなくて、やっぱり市民の意識改革ということこれからやっていかなければならない。その一番大きな要因というのは、今回の世界遺産だと思ふのです。それに向かって頑張っていきたいと思っています。

いろんなところでジョギングをやっておりますけれども、ジョギングを毎日毎日やっている人は熱心な人なのです。でも、ジョギングをしながら議員のようにごみを拾ってジョギングをする人はえらい人です。そういうえらい人を目指すようにこれから頑張ります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前11時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金田淳一君の一般質問を許します。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君） 新生クラブの金田淳一でございます。一般質問も6番目となり、折り返し地点になりました。この定例会、議場の雰囲気は何か暗くてどんよりした雰囲気がございますが、元気を出してやりたいと思いますので、おつき合いよろしく願いいたします。

まず、障害を持った子供たちへの教育について。ノーマライゼーションという言葉が福祉の世界では広く使われています。1950年代にデンマークで知的障害者の家族会による施設改善運動から生まれた理念だそうです。障害があっても地域社会で普通の暮らしを実現する脱施設の考え方など、現代の社会福祉の基本理念となっています。障害者に対して差別や排除ではなく、できるだけノーマルに近い生活やサービスを提供する、障害の有無にかかわらず平等に人権が保障される共生社会を目指す考え方と私は理解をしています。生まれながらにして不運にも障害があり、しかし頑張って生活している子供たちに少しでも暮らしやすい教育環境を提供すべきと思ひ、これから質問をいたします。

市立小中学校には、特別支援学級という形で通常授業では理解が追いつけない生徒児童に対して授業を

しています。また、新穂地区にある県立特別支援学校では、小学から高校までの年齢の子供たちが専門的な指導を受けています。平成27年度佐渡市内小中学校での特別支援学級の設置数と在籍生徒数及び障害の種別、それから県立特別支援学校の小中高校の在籍生徒数、それら最近5年間の児童生徒数の推移を報告をお願いいたします。

また、授業を担当する教員の特別支援に係る授業の研修や専門性の度合いについてもお知らせください。それから、行政から特別支援に在籍する児童生徒への経済的側面も含めた支援についての現状をお知らせください。

また、就学前からの支援も大切です。現状をお知らせください。

次に、障害の程度が重く、佐渡市内での対応が困難であり、島外へやむを得ず出かけていかななくてはならない事例について、担当課ではどの程度把握しているのかお知らせください。

佐渡は、離島であります。しかし、6万人も住んでいる地域で教育に差別を生むことは避けなければなりません。小中学校への通学は義務教育なのです。現在一生懸命取り組んでいる地方創生は、ふるさとで暮らしやすいまちづくりが基本です。子供の就学のために島を離れざるを得ないような学習環境では本末転倒と思います。佐渡市内での学習環境の整備と障害がある子供たちへの支援について、市長と教育長の考え方を伺います。

次に、佐渡市内の2次交通と宿舎について。スポーツの島を標榜し、各種スポーツ大会やイベントがこの佐渡で繰り広げられています。スポーツツーリズムによる誘客は新しい顧客として重要で、その誘客の拡大は観光佐渡にとって大切なところであると思います。この春から佐和田地区に新しい総合体育館がオープンし、今年度はインドア種目の大会など多く開催されると聞き及んでおります。選手たちは、大会日程に応じてほぼ同じ時刻に島に入り、会場に向かって移動を始めます。鉄道のない佐渡にとって、大量の人員輸送はバスに限られますが、バスの台数にも限りがあり、また貸し切りバスとなると料金も高額となります。選手側にとっても経費負担の増加はつらいもので、ひいては大会誘致にも支障を来す原因にもなりかねません。また、宿泊施設にも問題点が存在しています。大会事務局が観光協会などに仲介をお願いし、そのあっせんにより各宿舎に配宿される事例が多いと思いますが、同じ料金なのに施設の品質やサービスに大きな格差があるとの指摘がいつも寄せられます。これは、大会本部にとってはとても残念でたまらないことなのです。努力をして何とか佐渡へ大会等を誘致し、大いに盛り上げ、選手にもよい思い出を持って帰っていただきたいと一生懸命おもてなしをしても、それが水の泡になってしまいかねません。これらのスタッフは、全てと言っていいほどボランティアで活動しているのです。営利活動している業者のために何で自分たちの努力したことが台なしになってしまうのか、本当にむなしくなります。この状況を市長はどのように感じていますか。会場との交通手段確保と宿舎の品質確保は、イベント開催への必須条件です。金銀山の世界文化遺産登録となればなおさらです。この問題にどう対処していくのか、交流人口拡大に向けたその他対応策があるのかを伺い、演壇からの質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、金田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

現在検討をいたしておりますいわゆる地方創生の佐渡版、この中におきましても、何度も申し上げましたけれども、人材育成が重要なことであるということについては申し上げたとおりであります。特に障害の有無にかかわらず平等に教育を受けられる、これはまさに人材育成の基本中の基本であるというふうに考えているところであります。佐渡は、離島という特殊性から、障害の程度にかかわらず特別支援教育というのは島内で今受けられないという実態であることは事実であります。しかしながら、こういうことではなくて島内においてその対応ができるということが必要でございますので、まず1点は県のほうに要望するということ、また市独自といたしましてもソフト面、例えば有資格者の教員の確保あるいは資質向上、さらにはハード面、当然スロープ等のバリアフリー化とかいろいろなことがあるわけであります。そういう環境整備が必要であるというふうに考えております。なお、現状につきましては教育委員会から説明をします。

もう一つは、いろいろな交流人口の拡大、スポーツ大会等で佐渡においでをいただく、その方々が楽しんでお帰りをいただくということが、これはもう基本中の基本でございます。ただ、宿泊施設が所有をしているところの自家用車、あるいは自家用の自動車があるわけではありますが、これで宿泊施設を利用しない人の輸送をするというような行為というのは、残念ながら道路運送法の規定により原則として禁止されている、これはこのとおりであります。しかしながら、一つの方法として大会そのものが、あるいは行事そのものがサービス提供の一環であるというような場合におきましては、それら一定の要件を満たした場合には事業として運送できるということも聞いているわけであります。いずれにいたしましても、これは個々の事案に基づきまして運輸局が判断をするということになっているわけであります。現国会におきましても、これらに伴いましていろんな点で規制緩和が今行われるというふうに聞いておりますので、その動向を注視をするということで、我々としてもしかるべき対応、要望等はやっていかなければならないというふうに思っておりますし、もう一点は、スポーツ大会とかイベント等における輸送手段等につきましても、今申し上げましたように問題があるわけではありますが、しかし運送経費の負担軽減という視点からするならば、離島活性化交付金の活用可否、こういうことについてももっともっと研究をしながら、よりよい大会運営ができるように努力をしてみたいということでもあります。

それから、スポーツ大会等において、宿泊施設によりまして同じ料金であるのだけれども、サービス、それがまちまちであるということについても私も聞いております。まさにこれは、一定の料金の中でもてなしをするという基本的な部分が私は欠けているというふうに思っております。ここが大原則で、ひとつ改善をしていかなければならないし、もう一つのやり方として、どうも聞きますと統一料金で受け付けているということになります。そうすると、ホテル、旅館、民宿、いろいろあるわけございまして、それらの今までのやり方、内容等によってなかなか賄い切れないという、そのことによってサービスの低下ということが起こる可能性も非常に高いわけでございます。したがって、こういうスポーツ大会とかやる場合においては、護送船団ではなくて、個々の私は名前出してもいいと思うのです。こここのホテルは基準は幾らですよとかここは幾らですよというようなことをやっぱり工夫をしていかなければならない。そのことによって、お客さんが高ければそちらかぬわけがありますから、そういうことで納得できるということでもあります。いずれにいたしましても、旅行業としての手配、あっせんを行っているのは佐渡観光協会でございます。したがって、我々の一生懸命頑張っていることがそのことによってマイナス

になるということは決してあってはならないことでもありますので、改善策を検討するよう強く今後要請してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 障害のある子供たちへの教育についてご説明いたします。

まず、佐渡市立小中学校の特別支援学級在籍人数についてであります。小学校の特別支援学級の学級数は、平成27年度、27学級、在籍人数は75名です。内訳は、知的障害の特別支援学級、これが15学級に47名、それから病弱学級、これは1学級に1名、弱視学級、これが1学級に1名、難聴学級は2学級に2名、それから自閉症、情緒障害学級が8学級に24名であります。中学校の特別支援学級ですが、学級数は15学級、在籍人数は54名であります。内訳ですけれども、知的障害の特別支援学級、9学級に38名、病弱学級が1学級に3名、弱視学級が1学級に1名、自閉症、情緒障害学級の特別支援学級が4学級に8名であります。

続いて、県立佐渡特別支援学校の在籍人数でありますけれども、平成27年度、小学部、8名、中学部、11名、高等部、42名、合計61名ということであります。

最近5年間の児童生徒数の推移につきましては、小学校では平成23年度から73名、平成24年度が74名、次年度が71名、68名、それから75名というふうにほぼ70名前後で推移しているところです。中学校は、平成23年度が32名、平成24年度が33名、次が39名、49名、そして50名というように増加傾向にあります。佐渡特別支援学校の在籍数については、平成23年度から65名、79名、81名、73名、61名というふうに推移しておりますけれども、高等部の占める割合が高い状況であります。

次に、担当する教職員は特別支援教育の免許状、これを所有している者もおりますけれども、所有していない教職員もいるという状況であります。免許状の有無にかかわらず担当教職員の研修は義務づけられておりまして、県立教育センター等で開催される校外研修のほか、校内でも日常的に研修の機会を設けております。

続いて、障害のある児童生徒に対する支援についてでありますけれども、現在佐渡市の市立学校には介助員を小学校28名、ちなみに昨年度より3名多くなっております。中学校のほうでは12名、昨年度比プラス2名、計40名配置しております。ことば・こころの教室での幼児期からの相談や小中学生の指導を行うとともに、子ども若者相談センター等との連携により支援が必要な幼児の早期発見に努めているところでございます。経済的な支援につきましては、障害の程度に応じ、特別児童扶養手当、障害児福祉手当が支給され、通学をしている方へは学校の設置者から特別支援教育就学奨励費が支給されております。これに加えて、佐渡市では公立の特別支援学校の小学部から高等部に在学している児童生徒の保護者に年間2万5,000円の補助金を支給しているというところでございます。

続いて、島外へ通学している児童生徒の把握ということでもあります。当該の学校に通学している子供は、幼稚部で1名、中学部で1名、それから高等部1名の計3名であります。県立佐渡特別支援学校は、主に知的障害児を対象とした学校であります。難聴などの重い障害の場合は、県立聾学校等の島外の特別支援学校を選択しているという方がおられるという現状であります。佐渡市立の学校には、聴覚障害者領域の免許状を所有している教員が1名おりますけれども、視覚障害者領域の免許状を所有している教員は現在

はおりません。新潟県では、障害に応じた免許取得を奨励しておりますけれども、取得者がなかなかふえないという現状であります。障害の有無にかかわらず子供たちが平等な教育を受けられるよう努めなければならないというふうに私自身も考えております。佐渡は離島であり、通学のハンディもあることから、市として専門の免許状取得を奨励し人材育成に努めますとともに、佐渡特別支援学校で聴覚障害等の重度の障害のある児童生徒も受けられるよう、これすぐにはいかないとは思いますが、県の教育委員会のほうに粘り強く働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） それでは、2回目質問をさせていただきます。

ただいま教育長から特別支援を受けている生徒児童の数を報告いただきましたが、学年で10人以上、中学、高校の段階ではそれ以上という数でかなり多いということを理解をいたしました。

この質問をするに当たりまして、いろんな勉強をしたのですが、平成25年6月に障害者差別解消法という法律が公布されて、来年の4月から施行される予定というふうにわかりましたけれども、この法律、この質問の趣旨とある程度重なるところがあるのですが、担当課としてその法の精神をどのように捉えているのかをまず伺います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

障害者差別解消法でございますけれども、これについては全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としております。佐渡市におきましても、法の趣旨にのっとりまして、不当な差別の取り扱いを禁止し、障害のある方にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くために必要な合理的配慮を行っていくということで考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 内閣府のホームページでこういう資料を見つけたのですが、特に一番重要だなと思ったのは、国の行政機関と地方公共団体等が障害者への合理的配慮、具体的にいろいろなことがあるのですが、合理的配慮というのを法的義務というふうに位置づけたということが私は一番特徴なのだろうと思いますし、今の時代そういうことは当然というふうに考えるかもしれませんが、行政としていろいろなことに配慮しなければならないという時代になったということを確認して、これからの施策に対応していただきたいと思います。

今回の質問は、知的ですとか病弱ですとか弱視、難聴、いろんな障害ございますけれども、ある聴覚障害の子供さんのことを例にとってこれから質問を進めていきたいと思っております。障害の程度によって、今教育長からお話があったとおり、重い場合は新潟に行かなければならない、そうでなければ市内の学校でも対応できる、普通の学級で勉強しながら通級という形で特別な教育を受けるというふうないろいろなやり方

があるのですけれども、特に聴覚障害の場合は、小さいときに耳が聞こえないわけですから、例えば品物、マイクですとかペンですとかそういうもの、その物品がそういう名前であるということを理解するような、そういう初歩の段階から非常にたくさん言葉を覚えるような訓練をしないと学校に行っても理解ができないというふうなことちょっと知りました。ですから、小さいときからそういうトレーニングをしなければならぬわけですが、いかんせん佐渡は離島です。船がないと新潟の専門の学校には行けないということなのですから、やはり学校に入る前の小さいお子さん方から、今まで新潟の学校でお母さんと寄宿舎で暮らしながら勉強してきているのだそうです。そのときに、通学の方法ですが、当然学校に入る前ですから、今教育長からお話があったような義務教育としての支援はない。幼稚部の場合は、国からの支援はある程度あるのですけれども、やはりそれでは足りないというふうなお話も聞くわけです。月曜日の朝5時半のフェリーで海を渡っていくということは、朝4時ぐらいに起きないとそこには対応できないのでしょう。金曜日、授業が終わって帰ると夜遅くなるとか、そういう不都合もあります。そのあたりのところをやはり軽減をしてあげなくてはいけないと思います。平成24年度に私特別支援学校の通学について特別なバスは出せないかというふうな質問をしましたがけれども、やはりその辺のところの経費負担について、それと家族が二重生活になってしまうという部分がございます。ご兄弟がいれば障害がない方は佐渡の学校に当然通っているわけですし、お母さんがずっと新潟に行っているような状態というのはやはり家族の中でも大変なのだろうと思います。どうしても新潟に通わなければいけない場合の特別な支援というの私あってもいいと思うのですけれども、その考え方についてお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 今の重い聴覚障害のお子さんのことを例に挙げていろいろとご質問あったわけですが、確かに聴覚障害の重いお子さんは、本当に早期のゼロ歳のうちから残っている聴力を最大限に生かして、何とかコミュニケーションをとれるような専門的な教育が必要だというふうに言われております。今おっしゃられたお子さんは、本当にいろいろおうちの方も悩まれて、小さいうちからの早期教育を大事にされて、島外にある聾学校のほうに、幼稚部のところへ通っているということでもあります。これにつきまして、現在佐渡市の経済的な援助のところでは、小学部から高等部ということでもありますので、幼稚部からの教育が必要なお子さんもおるわけでありまして、その対象範囲を広げて、幼稚部の段階からもう市のほうで援助していくということでこれから即考えていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 前向きな答弁ありがとうございます。それは本当にありがたいのですけれども、私も調べましたら、佐渡市独自で助成をしている就学援助補助金、調べましたら一律2万5,000円ですよね、1年間。これは、新穂にある県立の特別支援学校に通っている生徒さんも同じですよ。新潟の島外の学校に行っても、佐渡の学校に行っても、公立の施設に通っているのも同じ金額です。先ほど報告があったとおり、島外には幼稚部1人、中学1人、高校1人いるわけですが、それだとやっぱりもうちょっと、島外に通っている方は重度で大変な部分もあるし、交通費は最低限の部分は国費で出ますけれども、先ほどお話ししたとおり、朝のジェットフォイルを使ったりすれば、フェリーではなくて、大変だから朝

の一番のジェットフォイルで行けばその分やっぱり足りないわけです。その辺のところをそういうお金である程度、人数も少ないですから、そんなに大きな金額にはならないと思うのですけれども、そのあたりの助成が私は必要だと思うのですけれども、教育長はいかが考えますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） たしか2万5,000円という額、島外のほうに行くというふうに考えれば非常に少ない額かもしれないのですけれども、基準といたしまして、その子、その子に応じてかかるというようなところで、その子に応じた補助額といたしまして、ここは大変だからというようなところで補助額の軽重をというような要綱には今なっていないものですから、福祉のほうとか、そちらのほうともやっぱり連携して、どうあるべきかというようなところも検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 要綱に定められていないから、今の制度があるわけなのです。現状3名ですけれども、これからまたそういうお子さんが出てくる可能性は高いと思います。そのときにまた今のような問題が出るのではなくて、やっぱり今から、現状があるわけですから、対応していくべきだと思いますけれども、市長の考え方はどうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 健全者と比べて障害者というのは、特別なものではなくて、私の一つの個性だというふうに捉えているわけです。私もそういう形で3名の方が島外に行っているというの実は今回の議員の質問の中で初めてわかったわけでありまして。ただ、今離島振興の中で、島の中に産婦人科がない。特に産科です。産科がない場合にはどうしても島外でお子様を出産しなくてはならない。そのための支援策というのがあるのです。したがって、どこの病院に行くということとはちょっと違うわけでありまして、これは来月早々に全国離島振興協議会の正副会長会議もございますので、そこでちょっと話をして、ほかの島でもそういう事例があるのかなのか、そういう方向からやっていきたい。要綱要領というのは、先ほど話ありましたけれども、それはそれとして、いわゆる離島のハンディの部分でございますので、それはちょっと前向きに検討させてください。今答えは出ませんけれども。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。県内でも県北ですとかそういう地域から新潟の学校に通われている生徒さんはいらっしゃるのだと思いますが、やはり陸続きですので、お父さん、お母さんマイカーで行ったり来たりできるという、佐渡とは違うところがあるということ理解をいただいて、離島のハンディキャップ解消のためにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それで、新潟に行かざるを得ない生徒さんはそういう形で、大変厳しいですけれども、新潟で頑張って勉強していただく。それで、佐渡で勉強を希望したいという場合も当然あると思います。教育長の今の答

弁で、なかなか専門家が佐渡にはいないよという話なのですけれども、介助員という今お話がありました。介助員の方がついていただくこともとても重要だと思うのですが、その介助員のところに例えば、突拍子もない質問かもしれませんが、島内のそういう聴覚障害の方をお世話しているボランティアのグループの人にちょっとお願いをしたり、あるいはもともとそういう分野の先生であったのですけれども、今退職をされて社会人として佐渡に住んでおられるというふうな方を介助員としてお願いをして、なるべく学校内での難聴学級の授業にお手伝いをいただくというふうなこともありなのかなと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 介助員のところにそういった手話ができる方とか聾学校で教職経験ありと、そういうような方も一緒になって子供の教育に当たるということは、そういうことができれば確かにすばらしいなというふうに思っています。聴覚障害、それはいろんな手法を使ってコミュニケーションできるということが大事ですので、そういったところで支援できる方が周りにいるということはやっぱり心強いことだと思います。ただ、介助員というのは主たる業務が介助ということでもう決められておまして、そのあたりのところで身体の安全を守るとか、本当に介助、おむつをかえたりとか身辺介護と、そういうような仕事も当然あるわけで、それはともあれいろんな方の応援を得るということはとても大事なことだなというふうに考えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 先ほど話した聴覚障害の方の家族のご意見は、新潟で勉強するか、佐渡の小学校で難聴学級を開設していただいて勉強するか、今とても迷っている状態なのですけれども、家族の皆さんやっぱりその子供さん一人のことも当然考えますけれども、お父さん、お母さんの仕事はどうするだとか、あるいはご兄弟は普通の学校に通っているけれども、家族が別れ別れになっているのがあるのかどうかということ非常に考えているわけです。そこで、佐渡で一緒に暮らせれば、確かに専門性は低いかもしれませんが、家族で一緒になって暮らすほうが自分たちはメリットが大きいため、そのようにしたいなという考えが多分多いのではないかなと思っています。今さっき教育長から説明があったとおり、新潟の幼稚部に通っていたのですけれども、小学校は佐渡の学校にいるという生徒さんも実際いらっしゃるわけですから、やはりそういう判断の方が多分多いのだろうと。そこで専門的な教育を何とか、聾学校まではいかなくても、してほしいというのがそういう障害を持ったお子さんたちの親御さんの切実な思いだと思います。先ほど専門教育がというふうな話がありましたが、昔というか、随分前には金井の小学校に、ことばの教室は今あるのでしょうかけれども、きこえの教室というのも設置をされていて、そういう教育がなされていたという話も聞きます。県に対してやはり強い力で、できれば新潟盲学校や聾学校の分校みたいなのができればありがたいわけで、現在はとりあえずといいますか、各学校の難聴の学級で勉強しながら、行政のほうはそのスピードに追いついていって、では困っている方がこの人数いらっしゃるのであればという形になっていけば皆さんが幸せになれるのかなと思っていますし、先ほど県に要望するという答弁でしたけれども、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

勉強している中で、「聴覚障害児教育における分離教育と統合教育」というレポートを見つけました。これは、筑波技術大学というのがあるのですが、聴覚障害ですとかそういう盲学校の経験者が進学して筑波で勉強をして、自分の将来に役立つ勉強している専門の学校なのですが、その学生さんはやはり小さいときは盲学校に通っている人も半分、普通の小学校の生徒も半分というふうな形なのですが、そこで一番言っているのは、理想の学校としたら週2日は聾学校に行って、あとの期間は通常の学校にというのが一番いいのだなというふうに、学生さんはそういうふうに行っているというふうなことがあります。現状としてそれができるのかどうか、私は制度のことはわかりません。佐渡で難聴学級に行っています、でも2日間だけ聾学校行って、またさらに専門的な勉強するふうなことがあればとてもいい教育ができるのかなと思いますが、その辺のあり方が、できるのかどうなのか教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 特別支援教育、今インクルーシブ教育という、その子の障害のニーズに合った教育をする。ですから、あるときは個別の教育指導を行うし、あるときは集団の中でみんなと一緒に教育を行うというようなところ、いろいろ織りまぜながらその子にとって一番いい教育環境を用意してあげることが今主流になってきております。県のほうもそういった教育の動向、流れになって、例えば佐渡の特別支援学校のところに聾学校の分校をつくることというのは可能なのかということ問い合わせたのですが、すぐには無理だろうけれども、今の個のニーズに合わせた教育ということ考えると、だんだん総合の特別支援学校、障害種で分けるのではなくて、そしてどういった障害のある子供でもそのところで受け入れていくというような教育になっていくだろうということでもありますので、粘り強くこちらのほうからも要望していきたいというふうに考えております。

それから、あるときは聾学校の教育、あるときはというようなところで、今の現状ですと籍はどこか1つに置かなければならないわけで、聾学校のほうで受け入れとなると相談という形での受け入れになるかというふうに思います。向こうのほうに行つての相談にしても確かに負担がかかりますので、就学、これからかかってくる、1年生になっていくわけですので、保護者の方と十分丁寧に、この後のこの子にとっていいことはどこなのかという、てんびんにかけるようなところもあるかもしれないのですが、十分保護者の方のお考えをお聞きしながら就学指導を進めてきたというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 聾学校は、専門的でいいのですが、人数が少ないものですから、世界が狭い、通常の学校に行つて視野が広まったというふうな学生のコメントも載っていますので、今のお答えのように考えを進めていただきたいと思います。

それで、地元紙の6月11日の県央の地域版のところに「地元小に特別支援学校を」という大きな記事を見つけました。こちら加茂市なのですが、特別支援学校が各学校になくて校区外の特別支援学級に通っているの、自分の学校でつくってくださいという母親の皆さんが署名を提出して市にお願いしたという記事が載っていました。佐渡でも今ほどお話があつたとおり、少ないのですが、そういう気持ちのある親御さんがいらっしゃるので、新潟に行かなくても今お話があつたとおり新穂の特別支援学校の中

に専門の先生がいらして一緒に勉強できるような環境をぜひつくっていただきたいですし、なかなかすぐにできることではないかもしれませんが、子供さんがだんだん大きくなっていくうちに何とかその制度が追いつくような形をぜひ進めていただきたいと思いますし、市長からも一言コメントをいただきたいです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今教育長のほうからも答弁申し上げましたように、なかなかきょう言ってあしたというわけにはいかないということは、これはもう私も承知をいたしておりますが、離島のやっぱりハンディでもありますし、もう一つは親御さんも大変だということもあるのだけれども、一番大変なのは本人であるわけでありまして、本人が社会的な自立ができるということが大きな目標でございますので、その大きな目標に向かって粘り強くちょっと、これ県のほうとも教育長と一緒にやりながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。選手等の輸送についてですが、宿舎、ホテル等の所有のマイクロバスには当然活用に制限があるのですが、一定の要件ということは今市長が言われましたけれども、根拠となる法律ではどのように規定をされているのかわかったら教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

道路運送法の規定により自家用自動車の適正使用という規定がございます、基本的に自家用の自動車は自分のところで使うというのが原則でありまして、有償で運送する行為あるいは有償で貸し渡す行為については原則として禁止をされております。先ほどの一定の要件という部分については、個別具体的話でありますので、これとこれということではありませんけれども、幾つか例示をされているもの見ますと、まずサービスの提供の一環として行われるものであること、この中には宿泊などの本来のサービス提供と輸送が密接不可分で切り離すことはできないこと、輸送が独立性を有しないものであることというような要件がまずあります。それから、送迎をする人としらない人との間に明らかに利用料金の差がないこと。差がありますと当然対価を得たという形になろうかと思えます。その他ガソリン代の実費等を含めて送迎にかかる運送の対価を収受していないこと等々、そのほかにもいろいろありますけれども、これらの要件をクリアした場合に自家用自動車によって運送することも可能になる場合がありますということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 難しい表現でわかりにくいのですが、全くだめではないというふうに理解をいたしました。上手に使う方法を模索をして、交通事業者による貸し切りバスを借りられればいいのですが、なかなか経費面で厳しいという現状の中で考えていかなければならない問題だろうと思いますし、先ほど市

長から交付金の使用もという話もありました。ただ、補助金頼みではなくて何とか自力でやはりそういう大会運営はしたいわけで、悩んでいる現状はわかっていただきたいと思います。交通事業者の皆さんは、当然自分たちでバスを持って運転手さんを抱えて経費がかかるわけなのですが、佐渡にそういうイベントや大会がやってくることによって当然交通事業者の皆さんもメリットがふえてくると思いますので、そういう大会プランとかイベントプランみたいな、そういう仕組みづくりを検討していただいて、大会が来るたびごとに交渉するのではなくて、大会本部として使いやすいシステムがあるといいなと思うのですが、そのような取り組みを求めることはできませんでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

大会の実行委員会なり主催者と交通事業者が事前に打ち合わせをするということもありますが、特に集客力の高いイベント等々につきましては、市としても誘致という観点から事業者との調整は図っていきたいというふうに考えております。また、一般旅客自動車運送事業という法令上の許可を受けた交通事業者であれば、例えば佐渡汽船の乗り場からサンテラ佐渡会場までとか、そういったライナーバスについてはこれまでも実績がありますので、利用者からも一定の料金を徴収するということが可能であればそういうライナーバスという方法もありますので、いずれにしましても市としてもその辺の事業者の調整についてはしっかりやった上で誘致ができるようにという取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） アースセレブレーションですとか、あるいはお祭りのようなときにそういうふうな事例があったということを知りました。ライナーバス、とても便利だと思います。参加者のほうも全く無料というわけではなくて、交通費として負担するのは当然のことであると思えますし、そういうプランづくりについてもご協力いただきたいなというふうに思います。

最後に、宿舎に入りますが、大変難しい問題なのですけれども、宿舎のサービス基準をどう確保したらいいのかというふうなことで頭が病めるところなのですけれども、今インターネット社会ですので、宿の口コミサイトですとかいろんな評価が、それは泊まった人の自分の評価ですので、それが正しいとは限りませんが、そういうふうなことも聞くこともありますし、あるいは業界の中で調査員みたいな人を雇って、実際のサービスや施設のところについてある程度評価するというふうな、そういうこともあるふうに聞きますが、そういうふうな形で、同業者といいますか、業界のほうである程度の基準を守るというふうな方式ができてくればいいと思うし、当然それはするべきだと思うのですけれども、そういう指導というのはしているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 説明いたします。

まず、サービス基準確保ということなのですけれども、やはりサービスを提供する側と受ける側、個人によって差がありますので、なかなか一定の基準というものを示すのは難しいというふうに考えておりま

す。やはり観光協会のほうにもクレームなり苦情というものが来ますので、まずこれの改善策というものを、ホテル等に改善策を求めていくというようなところでは今やっております。

あと先ほど言いました口コミサイトというお話もありましたけれども、既にネット等では公開されているものですので、このあたりの活用も含めて今観光協会と協議をしておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 今回の質問は、大会とかイベントにかかわる宿泊ですので、人数が非常に多くなります。部屋数には限りがありますので、普通の観光客の場合とは違うのですが、1つの部屋に何人泊まることができるかという部分もありますが、収容できる、できないで当然宿の、例えばAホテルはもういっぱいだから、ではBホテルに行くしかないなということもあると思うのですが、利用する選手側とすると、少々混雑をしてもやはりきちっとしていただけたところに泊まりたいというのが本音だろうと思えますので、先ほどバスのことでプランづくりのこともお願いをしましたけれども、ホテル側も大会プランで、少々混雑しますけれども、このぐらいの料金でサービスしますよというふうな取り組みもあっていいのだろうなと思えますが、課長はどのように考えますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 今ほどの提案につきましても、この後しっかりと観光協会に要請していくということで先ほど市長も答弁しておりますので、しっかりと我々も含めて観光協会と相談をしていきたいというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） これからスポーツシーズン真っ盛りですので、佐渡でいろんな行事が繰り広げられます。一昨年ですか、合宿誘致に係る質問もいたしました。スポーツ大会やイベントでこれ以上クレームが出ないように関係当局の皆さんの努力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金田淳一君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時32分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大森幸平君の一般質問を許します。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君） 市民クラブの大森幸平です。通告に従い、一般質問を行います。

5月19日、私のところに「合併以来の職員不祥事の数々には腸を裂かれる思いを致しておりますが、一つ気になっていることがございます。今回に限らず、処分された何人もの職員の非行以前の勤めに対して

は、正規の給料支払いはなされて居たのでしょうか。合併以後の佐渡市行政では、職員に無給で残業をさせたり、ボランティアとの名目での強制労働が日常と化しており、職員の精神、更には生死にかかわる残念な事件も数多く起こっていることと存じます。不正労働を強いた結果、職員が不正行動に走っていないことを信じたいところですが、心配でなりません」というはがきが届きました。今回懲戒処分された2件の事例は、人間としては絶対やってはならないことであり、このことにより職員全体が市民に疑惑の目で見られていることは残念でなりません。今後このようなことが起きない組織体制を整えるよう強く求めます。

1 番目、ハラスメントの問題について伺います。職場ハラスメントの見抜き方ということで、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントであれば、ハラスメント行為が起きているかどうかを見ることはそれほど難しくはありません。しかし、ハラスメント行為が静かに行われる職場いじめやモラルハラスメントについては、それをきちんと見抜くことができる管理者が少ないのが実情です。被害を訴える社員からこんなひどいことをされた、何々で悩んでいるなどの苦情や相談を受けて、どうしてそんなことが我慢できないのか、最近の若い人は我慢が足りないなどと思ってしまったことはないでしょうか。そして、そのくらいは我慢しなさいというような対応をしてしまったことはないでしょうか。

確かに多くの場合、何でそのくらいのことでと覚えてしまうのが実情です。しかし、じめじめと陰湿に行われるモラルハラスメントの被害者は、その子細なことの繰り返しで心の傷を深めていきます。モラルハラスメントを見抜くために有効なことは、被害者の体調不良、被害者の性格や考え方、加害者の前科と言われていますが、佐渡市はこの点についてどう指導しておりますか。

3 番目、パワハラ、セクハラ、モラハラ及びマタハラについては、一問一答の中で議論を行いたいと思います。

職場ハラスメントの予防策は、職場におけるハラスメント予防においては、組織風土づくりと社員教育が2本柱と言われていますが、佐渡市は今回の事件を受けてどういう指導と対策をとったのか説明を願います。

5、ハラスメントと人権。人権を積極的に推進する企業の多くが人権啓発活動の一環としてハラスメント問題を取り上げています。職場いじめやハラスメントは、被害者の人間的価値、人権を否定する行為であり、人権意識の低い会社ほどハラスメントが蔓延する傾向があります。ですから、ハラスメントに負けない、ハラスメントを許さない職場づくりを推進することは、企業が社員一人一人の人権意識を高める上でもとても有効で有意義なアプローチになるはずで、ハラスメントを行うことを許すことは人間的価値の否定である、このようなハラスメントの本質を啓蒙していくことは、職員の人権意識を高め、企業の人権風土をつくるきっかけになるはずで、このことに対する市長の見解を求めます。

6 番目、ハラスメントを放置した場合、企業には損失があると言われていています。1つは、成果や生産性の低下、社員のやる気の低下、健康やメンタルヘルスの悪化、離職の増加、訴訟、損害賠償と言われていています。佐渡市は、この点についてどういう認識をされていますか。

7、ハラスメントに対する総務課の対応について伺います。ハラスメント風土をつくらないためにも、迷惑行為を許さず、行為者にはしかるべき処分を行うべきです。その体制が十分に整備されていますか。ハラスメント被害の訴えがあった場合、まず大切なことは、必ず当事者双方、加害者、被害者から個別に

ヒアリングを行うことですが、佐渡市は今回の事件でどのような内容で調査をされたのでしょうか。今後セクハラをなくするため、管理者、職員に対してどのような研修を行いますか。お伺いします。

大きな2番、メンタルヘルスについて問います。メンタルヘルス不調者を減らすには、3次予防、復職支援、再発防止の体制を整えた上で、2次予防、早期発見、早期対応への取り組みがまず必要です。重症化する前に発見し、カウンセラーや医師との面談を受けさせ、それと同時に不調者を出さないための予防への取り組みが必要です。個人を対象とした取り組みでは、職員のストレス耐性を高めることを目的に、認知行動療法をベースにした教育やリラクゼーション方法の研修などが必要とされています。組織を対象とした活動には、上司のハラスメント防止研修や残業削減のための業務改善などが必要とされています。メンタルヘルス対策において、管理職のメンタルヘルス教育が必須です。管理職は、部下のいつもの働きぶりを知っているため、部下の異常を早期に発見できます。部下のメンタルヘルス不調を発見した後、仕事量の調整など権限を持つのも各職場の管理職です。また、心の健康管理の一般職員への意識づけにおいても管理職は大きな影響力を持っています。総務課等による啓発活動に加え、各職場の管理職が直接部下に心の健康管理を推奨することが望まれます。一方、管理職自らがストレスの原因となることもあります。精神的に大きなダメージを与える暴言、脅迫や屈辱などは部下に大きなストレスを与えます。ハラスメントには純粋な部下指導か否かの線引きが難しく、人事係等の介入による解決が難しいケースもありますが、ハラスメントを未然に防止する活動が必要です。このようにメンタルヘルス対策では管理職の意識づけが欠かせません。以下について佐渡市の取り組み状況の説明を求めます。

平成27年6月1日現在、メンタルヘルスで休んでいる人数。2番目が予防対策、3番、早期発見、4番、再発防止、5番、復職支援、6番、管理職研修の計画、7番、メンタルチェック義務化法案への対応について説明を求めます。

大きな3番、佐渡市認証米等について。食の安全、安心を脅かすTPP参加や市場任せの米農政による影響は、5キロ1,580円、特売で20%引きなどとお米の特売価格が量販店のチラシに躍っています。4月から消費税が上がったにもかかわらず、税込みで増税前よりも安くなっているのです。生産者は、ことしの秋の新米価格に神経をとがらせています。消費者にとっても喜んでばかりはいられません。既に米価は生産費を大幅に割り込んでいて、作り手がなくなる事態になりかねないのです。主食の米、日本の農業の土台と言うべき稲作が重大な危機を迎えているのです。東日本大震災による流通の混乱をきっかけに上昇した米価は、昨年春には米の過剰が表面化し下落に転じ、今や歯どめがかからない状況です。急激な米価の上昇に消費が追いつかず、中でも外食や中食が、弁当、おにぎり等が1食当たりの量目を減らしたため、年間で40万トンもの需要が減少したとされています。しかし、米価が下がった今も量目は減ったままとされ、米の過剰在庫は解消されていません。40万トンの過剰は、国民の消費量80万トンのわずか5%にすぎません。この間、米のわずかな不足や過剰で米価は大きく乱高下しています。その真の原因は、政府が米の需給と価格の安定に責任を持たず、市場任せに放置してきたことにあります。その上、TPP参加を前提にした農政改革で、4年後には主食の計画的な生産から国が一切手を引くと打ち出したのです。先行きの不透明さは、市場の過剰感に一層拍車をかけているのです。

こうした中で、ことしの米価では農家手取りがどれほど確保できるかが懸念されています。米業者の間では、市場価格60キロ当たり1万円前後との声も聞かれます。そうなると、流通経費を差し引いた生産者

の手取りは8,000円前後になってしまいます。米の生産コストは、政府の調査でも全国平均で60キロ当たり1万6,356円、直近5年間の平均、とされており。おおよそ半値の8,000円で米を出荷することになりかねないのです。政府は、ことしから主食の米に対する助成金、10アール当たり1万5,000円を半分に減らし、2017年で打ち切ることにしました。米価が下がった際の補填金もことしから廃止しました。米価暴落で真っ先に打撃を受けるのは、担い手と言われる大規模農家や集落営農組織です。政府は、8割の農地を担い手に集約するとして農地バンクを設立しましたが、大規模農家の間で真っ先に農地を預けるのは我々だとの声も上がっているほどです。価格が全ての激しい販売競争のもとで、昨年の米不足時には西友ストアなどが中国産米などを国産より1割安いなどと大々的に売り出し、牛井の松屋はオーストラリア産米を、吉野屋はアメリカ産米を使用しました。過剰が明らかになった今、中国産米などをまぜて国産コシヒカリなどと称して販売する悪質な業者の偽装表示が相次いで発覚しています。大手販売店や系列のドラッグストアなどで販売されていたのです。まさに安いものにはわけがあるのです。

そこで、いわゆるブランド米、安心して買っていただける米をつくる必要が今、今日的に求められているわけですが、佐渡市認証米等について伺います。

認証米の取り組み農家は増加しているか、減少しているのか。

認証米の出来高数は何トンか。

認証米になると30キログラム当たり幾ら上積みになるのか。

認証米は不足しているのか、余っているのか。

認証米を増加させる取り組みはJAがやるのか。

エコファーマーの取得の指導はどこがやるのか。

7番目、佐渡市は具体的な取り組みをしているか。これは毎年認証米するには申請をしなければならぬのですが、その申請をするときに一から全部白紙でやり直しておりますが、昨年の実施箇所等を添付して、変更の場合は訂正する等の対応ができないのか。いわゆる申請主義だけに徹するのであれば、特に農家、高齢者等からは面倒くさいからやめるといような声も多く聞かれておりますので、それについて見解を求めます。

大きな4番目、職員の適正配置と職場実態について。1、平成26年度年休の取得実績は。

2番、イベントに対する職員の配置等について。

(1)、今年度のイベントは何回ありますか。それぞれの配置人員、昨年実績で結構です。

代休はきちんと取得しておりますか。

(3) が代休が取得できない実態があるのではないか。その場合の対応はどうなっておりますか。

3番、支所、行政サービスセンター等の業務の見直しについて伺います。市長は、1年前から行政サービスセンター等の業務の見直しを行うということを表明しておりますが、この間どういう見直しが行われたのか説明を求めます。

4番目が安心して子供を出産できる職場環境はできているかということで、この項でマタハラ問題についても触れていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でこの場所での質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、大森議員の一般質問にお答えをさせていただきます。随分とご質問がございしますが、簡潔に答弁をさせていただきます。

まず、ハラスメントの問題でございますけれども、厚生労働省が公表いたしました平成25年度の労働相談、これにおきましてもひどい状態にあるということからしますと、大きな社会問題であるというふうに私自身は認識をいたしております。私ども佐渡市におきましては、まず課長とか補佐とか係長が話し合いをしながら職場の状況、仕事の状況を把握をしながら、話し合いができるやっぱり風通しのよい職場づくりを行うということが重要であるというふうに考えております。本年度からもそうでありますが、そういうこととなるべく上からも下からも声が出るような、なかなか言いづらいこともあろうかと思いますが、そういうものを風通しをよくしてやっていくということと同時に、それがなかなかできないということもあり得るわけでございますので、名前を入れずに、目安箱というようなものも総務課に設けたところがございます。ただ、それ以外に根底の問題としまして、ハラスメント研修によって皆さんが理解をする、あるいはそれを見つけて管理職が早期に対応ができるというようなことを一人一人が留意をしてやっていくということに心がけてまいる所存であります。なお、詳細については総務課長から説明をさせます。

次に、メンタルヘルスの悪化ということの問題であります。職場におけるメンタルヘルスの悪化につきましては、先進国でも共通しておるわけでありまして、官民あるいは職種、これを問わず同じような傾向があるということについては私ども懸念をいたしまして、そのことについては認識をいたしているところであります。市の対策といたしましては、佐渡市職員安全衛生管理規程に基づく佐渡市の衛生管理委員会を設置をし、そこで定められた活動計画に基づき、衛生管理者、衛生推進者の養成、メンタルヘルスのセミナー等の研修開催をやるということを今進めているところであります。いずれにいたしましても私はやっぱり管理職たる者が職場の、あるいは自分の課の状況というものを常に把握をしながらやるということが一番大事であるというふうに考えて、具体的については総務課長より説明をさせます。

米の問題であります。議員が今ご説明、ご質問いただいた中については、これは佐渡市として何かの対応をとるとかという問題ではなくて、国会で議論するような内容であったわけでありまして、いずれにいたしましても、私は佐渡において一番の基本になるものは1次産業、特に農業であるということは前々から申し上げている。その農業の中においても、これから複合ということはやっていかなければならぬけれども、やっぱり基本は米であります。そういう米であります。これも議員ご案内のとおり、米というのは市場とか、あるいは消費者動向に大きく左右されるわけ。一昔前までは2俵120キロ食べていたものが今1俵切ったということ。当然その中で消費量が減るわけでありまして、需要と供給の関係で価格が下がる、これは経済原則であります。ああ、そうかということではなくて、そういう中において、では佐渡市はどうそれをカバーをし、どう守っていくのかということが私どもの仕事になるわけでありまして。それは、1つはお客さんに喜んでいただけるという意味ではやっぱり品質向上、安全、安心を含めた品質向上対策をとっているわけでありまして。その中で佐渡市で一番問題になっているのはカメムシの被害でございます。これを何とか解決をすれば、佐渡は常に90%以上の1等米比率というものが確保できる。したがって、今回色彩選別機の導入ということをやってきたわけでありまして。

もう一つは、販売戦略であります。これは、佐渡の本当においしい、日本一おいしいお米なのでありますけれども、これがなかなかPRされていない、そしてお客さんからも召し上がってもらえる機会が少なかったというのがあるわけでありますので、これについては橋渡しという意味で販売戦略をやっている。その上でさらに問題、いわゆる生産者が対応できない、再生産が不可能であるという場合に補填対策をやる、この3本柱にあるわけであります。その補填が私ども佐渡しか、市町村では、地方自治体では佐渡しかやっていないのです、基礎自治体では。これは、所得補償を今やっているということでございます。これ我々はやっているわけであります。

もう一つは、私は農協の幹部にも常々申し上げているところでありまして、農協の経営というのはもちろん大事であるわけであります。しかし、農協の本来の姿というのは農家の所得の確保を図るということでありますから、安直に全農とか全中とかにほん投げるだけではなくて、自らが販売努力をしなければならない。佐渡の米はおいしいということで売れ行きもいいわけでありまして、現段階におきましてもお米屋さん等から供給の申し出があるわけでありまして、それがなかなかできていないということでございます。なお、認証米については農林水産課長に説明をさせます。

それから、年次有給休暇とか週休日の振りかえとか代休の指定については、これは所属長に適正にやるようにということで指示をいたしているところでございます。ただ、ボランティアというものと超勤というものはおのずと違うわけであり、ボランティアというのはお金がつかないのがボランティアというわけでありまして、これは今回私ども佐渡市においての不祥事があったわけでありまして。そういう点では、休んでまでやるということではございませんけれども、積極的にボランティア活動をしようということで組合とも話をしているわけでございますから、そういう意味では、そういうことは除いて適正な管理、取得に努めるように指示をいたしているところでありまして。

それから、安心して出産できる職場環境でありますけれども、この出産できる職場環境という前に何とかして結婚してもらいたいというのが一番の狙いでありまして、いずれにいたしましてもそれらを含めて今人口減少対策、つまり地方創生の中で今検討をいたしているわけでございます。そういう意味で、具体的については総務課長のほうから説明をさせます。

それから、支所、行政サービスセンターの問題であります。これは私も申し上げましたように、合併によって地域間の格差というものが生じてきたということ、もう一つは、お客さん、Iターン、Uターン等を出迎えるにしても、やっぱりそれぞれの地域が元気を出していかなければならない。そういう意味では、地域のにぎわいというもの、あるいは地域の方向というものを自らがやっぱりつくっていくという体制が必要である。その核となるのが支所、行政サービスセンターでございますので、支所、行政サービスセンターについては廃止ということではなくて、今、前から申し上げているように支所、行政サービスセンターを維持すると、拡大をすると、こういうことを申し上げているわけでありまして。一方、これは窓口業務については、支所、行政サービスセンターだけでなく本庁も全部含めてでありますけれども、やっぱりこれからの時代というのは、いわゆる官が上に立って民が下という時代ではないのです。むしろ平等なのです。したがって、そういうときにおいてやっぱり民間がやったほうが市民のプラスになるのか、行政がやったほうが市民のプラスになるのかということ。例えば受け付け業務なんてのは、やっぱり私がやるよりはおもてなしの上手な方からやっていただいたほうがいいと同じように、そういう意味ではいろん

な業種において、民間と我々とはどう分担をしようかという、外部委託というふうになると思いますが、その方向で今行政改革課のほうに指示をいたしております、その分類をいたしているという状況でございます。(下線部分は229頁の発言訂正に基づき訂正済)

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ハラスメント問題についてご説明いたします。

ハラスメントを見抜くポイントということですが、今市長から申し上げたとおり、風通しのよい職場づくり、今それをつくっていかうということで考えております。既に4月に課内ミーティングを実施して、その中で課題を整理するよにということで各課長と話し合って進めておりますので、定期的にミーティング含めてしっかり話し合いを進めてまいりたいと考えております。

予防対策としましては、毎年ハラスメントの防止研修を実施しております。外部の講師をお招きして、やはり知るということで非常にこれ大事でございますので、知識と対策、これを中心に学んでいるところでございます。また、先ほどミーティングをやったということですが、それを踏まえてまた課長級を中心に意見交換をしまして、ハラスメント対策の情報の共有を進めておるところでございます。

総務課としての対応でございますが、これ事案が発生した場合に当事者双方に、もちろん別々で聞くということもございますが、関係者全体から聞き取りをして、その内容の調査の上、事実確認を行います。そこで非違行為があったと判断されるならば、しかるべき処分を検討し、懲戒等の処分を行っておるところでございます。教育委員会で起きた事案についても、この流れで調査をしたというふうに聞いております。こういった対策でハラスメントの防止に努めてまいりたいと考えております。

メンタルヘルスについてご説明申し上げます。平成27年6月1日現在、今メンタルヘルスで休職している職員は6人でございます。ただ、その以降1人復職しておりますので、現在では5人ということになっております。

この予防対策でございますが、やはりこれ気づかないということ非常に大きな問題だと考えております。そういう部分で、セルフケアの研修というものを実施しております。組織による支援として、管理職研修先ほど申し上げたように行うとともに、これをちょっと学ぶ管理職の研修をことし実施していきたいというふうに考えております。内部だけでは相談に乗り切れない部分がございます。専門家の力が要ることもございますので、ここにつきましては新潟県市町村共済組合の事業でございますが、メンタルヘルス相談室というものがございます。これは、臨床心理士による面談、これ5回まで無償で受けれるということで、これを今職員全体に情報発信しているところでございます。

また、復職に向けた支援としましては、休職が長期にわたる場合が特に問題なのですが、ここにつきましては主治医としっかり話をした上で、本人の希望を最大限受け入れる形での職場の復帰と勤務時間等の調整を、これも主治医と相談しながら今取り組んでおるところでございます。

メンタルチェック義務化法案対応ということでございますが、今ストレスチェック、これが義務化になるというふうに聞いております。これに向けて、今平成27年度準備しておりますので、平成28年度から実際の実施に向けて今準備をしておるところでございます。

職員の適正配置と職場実態ということでございます。年休の取得実績ですが、これ済みません、平成26年今調査中でございます、平成25年の数字ですが、平均10.5日ということになっております。その前年も11日ぐらいということで、おおむねこの数字で動いているようでございます。

イベントに対する勤務の振りかえ、代休の取り扱いですが、本年の予定は6回です。ご質問のイベント実績につきましては、昨年の主要なイベントの職員配置は、トキマラソンを始め5回となります。トキマラソンが延べ478人、ロングライドが延べ約145人、オープンウォーターが延べ33人、トライアスロンが延べ695人、ツーデーウオークが延べ69人でございます。その勤務における振りかえ休日につきましては、各所属長において、これは業務管理の一貫でございますので、適切に取得するようにしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 認証米についてご説明をいたします。

1点目、認証米の取り組み農家数でございますが、減少傾向にはございますが、平成26年度、539人、今年度、平成27年度でございますが、533人ということでほぼ横ばいという状況でございます。

平成26年産の認証米のJAの集荷数量でございますが、約3,000トンでございます。認証米のJAから農家への加算額ということになりますと、平成25年度の実績でございますが、30キロ当たり約260円となっております。

続きまして、エコファーマーでございます。この制度は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、これに基づきまして農業者が作成します計画を県が認定するものでございます。この計画の作成に当たりまして、県と市がご助言、指導させていただいているという状況でございます。

それから、認証米の申請手続の件でございますが、これまでも位置図の提出の省略等々、申請者の事務手続の軽減に取り組んできたところでございますけれども、補助金の対象でもございますし、またブランド米としての消費者からの信頼を得るところからも、農業者ご自身の確認というのはやはり必要だというふうには考えてございますが、議員の提案されておる前年の実績等々、こういったところの提示も含めて負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それでは、具体的質問に入ります。

ハラスメントの問題ですが、私の資料の2ページ目にパワハラ、セクハラ、モラハラの関連図が書いてございます。いわゆるパワハラにしろセクハラにしろモラハラにしろ重なる部分がありますが、教育委員会の今回起きた事件はセクハラということで私たちは説明を受けているのですが、あの人は2月に退職をしましたよね。退職というか、臨時職員をやめましたよね。間違いありませんか。被害者やめたでしょう。臨時職員だったのやめたでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

退職はされておられません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私の表現が悪かったです。臨時職員だったのを2月にやめておられませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今現在でも在職しております。やめておられません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 失礼しました。私は、ちょっとやめたというような情報を聞いていたもので、失礼いたしました。

それで、私前にも言っているのですけれども、臨時職員に対してそういうことをするという事はセクハラだけではないのです。パワハラを含むのです、自分のほうが正職員で権力あるのだから。そういうことを含んでいる問題があるので、これは非常に扱いは気をつけなければならぬということで私は意見も述べてきておるつもりですが、そこで今回の事件を契機に教育委員会では職員全体で防止策としてどういうことに取り組みましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、4月30日付で当該職員を処分しましたけれども、その日付をもちまして教育長のほうから不祥事の根絶ということで、内容等については、セクハラについては被害者の尊厳を不当に傷つける決して許されない行為であると、教育委員会職員、教育の現場を預かる職員としてこのようなことがあったら厳しく処分するというふうな通達をまず出しました。あともちろん被害者のほうから直接話がしやすいような環境づくりも必要ということで、私ども管理職並びに現場の管理監督責任者が責任を持ってこのような事案を職員のほうから吸い上げられるような環境を整備するとともに、あとはそのような事案があったら最後まで責任を持って対処するようというふうなことで指示をしております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それは、おたくらが管理者としてやる分にはそれは当然のことですけれども、職員全体として具体的にどういう取り組みをされましたかという私質問しています。やったことがあるなら言ってください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 職員全体について、あの事案の後、セクハラに対しての対応でございますが、まず4月21日、課長会議でこういう事実があって、セクハラに対して今後きちっと課の中で対処するようということで、課長会議でまず課員全体に周知しております。その中で5月7日、これ以前出したものでございますが、セクハラ防止対策というものがございまして、この中身が例えば飲みを誘うときに無理に誘ってはいけないとか、非常に内容的にわかりやすいものでございましたので、5月7日にそれを再度実施しております。また、7月、ハラスメントセミナーを実施するというので進めておるといのが今の現状でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私総務課の対応について後で聞く予定だったのですが、やはり教育委員会は当該職場です。そういうことがあったとするならば、なぜこういうことが起きたのか、これを起こさせないためにはどうするかというの当然検証して、職員全体で今後こういうことは絶対起こさないという決意をすべきことが必要だと思うのです。そういう取り組みをされていますかとお聞きしたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 先ほど総務課長のほうからも説明しましたとおり、連休もあったということでございますけれども、5月7日以降、総務課のほうからもそのような周知がなされておりますので、その中で一緒に取り組んでおるといことでございます。教育委員会独自で何かをしたということはありません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 総務課長が先ほど職員にいいものがある、資料を周知したというのは、平成22年10月1日付の文書ですね。それで、セクシュアルハラスメント等について云々と書いてあります。それで、具体的には意識度チェックなんていうのが30問題ありますよね。この意識度チェックを職場で実施した課はどのくらいありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

これにつきましては、今幾つの課がチェックしているということは今の段階では確認しておりません。この後のハラスメントセミナーを含めて、その中で本年度対策を進めていく中で調査含めて、また必要なものがあれば追加も含めて、研修とあわせて今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 二度と起こしてはならない事件だと、このように市長もおっしゃっていますが、通達を出しましたと。それで、過去にこういうことがあったので、こういうことに気をつけたいという文書も出しました。しかし、具体的には職員は何もやっていないのではないですか。管理職は管理職で注意し

ましようという意識は統一したと言うていますが、意識度チェックすらやったかやっていないかわからないのしょう。せめてそれくらいは全員でチェックして、みんなが実際どういうこと思っているのかまず把握すべきではないのですか。そこから始めなければこういうものはよくなっていかないのではないですか。市長、どう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そのやり方についてご説明いたします。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように管理職研修含めて、管理職もしっかり学ぶ、職員も研修を受けて知る、その中でチェックをしていくという中の一環で考えております。そういう中で、今回まずこれを知ってもらって、この後、もちろん課長だけが知っているのではなくて、そのとき話したのは、これをもって課の中で話をしてほしいと、課長から声をかけて話をしてほしいということをやっておりますので、まず一回現場でしっかり話をした上で、研修を踏まえて、今議員から言われたようにしっかりとチェックをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それでは、さらにお聞きします。

職員と話した課は、どのくらいありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） お答えします。

私の中では全課で話をするようにということで会議のほうで話をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） あなたはそう指示した。では、やっているかやっていないかは全然点検はしていないわけね。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 4月の先ほど申し上げた会議には、そこで課内の問題を、セクハラの問題も含めて話し合った上で会議を開催ということで進めております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） では、総務課長、総務課ではどういうことをやった、どういう話をしたのですか、職員と。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

総務課、私たちの課内においては、全体の部分もございましたので、今回の不祥事、全体の話もあわせてこういう事実があって、これをどう防いでいくのか、逆にどうあるのかということ含めて話し合いをしたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） めくらめっぽうでいきます。ほかの課長にもお伺いします。総合政策課長、小林課長、おたくではどういうことやりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

全職員にコピーで配付をし、1回チェックをしろと。それで、確認をして正すべきところは正すように申し伝えました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） この通達というのは、いわゆるパソコンでこういうのがあるから見よというような、そういう中身でしたよね。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 実は今回の不祥事もありまして、課長職が課員に対してきちっとそういう部分をやっていないということが現状にございました。それを踏まえましてこの対策をとっておりますので、通常であれば今議員おっしゃったように出すだけかもしれませんが、今回につきましてはきちっと課長に会議の中でこういうものを出しますと、これを話し合ってくださいというものも踏まえて、ただ全課の職員が見れるには、全員で話すわけにもいかないので、全課の職員にはこういう回覧ないし掲示板等で通知をしたというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それぞれ努力をされているということはわからんわけではないですが、実態をいろいろ聞いてみますと、仕事が忙しくてそんなことやっつけられるかというのが現状ではないですか。私は、そういう意見もいっぱい聞いています。本当に課長からそういう詳しい話があったかどうかというのは、私は疑問に思っています。総務課長、しっかりと点検してください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ことし、今申し上げたように課長がしっかり課内で今そういう話をしているかどうか含めて、これセクハラだけではございません。服務規定も含めてになりますし、そこも含めてしっかりと、私の部分も含めてしっかりとチェックをしてやっていきたいと思っておりますし、今のハラスメントにつきましては、先ほどから申し上げておりますように研修の中でのチェックを踏まえて、誰を出すかという

ことも踏まえてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） この問題、非常に幅が広いので、論議をすれば幾らでもあるのですけれども、やはり管理者の皆さん自身が部下の、課員の日ごろの状況というものよく見て、その人にどういふ変化があるのかと、これは注意深く見ていただいて、それについてきちんと対応していかないとこの種の問題、次のメンタルヘルスもそうですけれども、その辺が一番大切だと言われているわけですから、その辺についてのしっかりした研修等を行って、まず管理者自身が職員からそういうものを出さないのだという、そういう気配り、目配りといいますか、そういった体制をつくるのが一番必要なのだというふうに言われていますし、私もそう思っています。そういった形の中で、いろいろ今日的なこと職員からも聞いたりしますけれども、実際問題は仕事が忙しくてそんなことやっておる暇はないのだわいという声もかなりあるようでございます。その辺のところも非常に、あなた方はやっておると言うけれども、隅々まで浸透はしていないというのが私は今日的現状だというふうに見ています。そこら辺については、さらにご検討をされたほうがいいと思いますので、次、メンタルヘルスの問題に行きたいと思います。

メンタルヘルスもハラスメントもそうですけれども、やはりこれは管理者の方がしっかりと部下を見ているということがなくするには大前提になるはずなのです。そこで、今先ほど聞きますと現在6人、1人復職して5人ということですが、通常メンタルヘルスというのは統計的に言われているのは、3%ぐらいおっても不思議ではないと言われています。そうすると、佐渡1,000人以上おるのだから、大小合わせれば30人ぐらいおっても不思議ではないと言われています。これが異常に少ないというのはまた問題があるのです。早い話がそういうものを積極的に退職に追いやっているとか、そういう行為があるとすれば非常に問題になるのです。それは、本人が希望してやめたのだからおら知らぬといえばそれまでかもしれません。しかし、そういう風土をつくるということはあってはならない、またやってはならないというふうに言われているはずでございます。それについて、総務課長、何かありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そういうメンタルヘルスの職員をあえて退職ということは、一切もちろんしておりません。今分限の制度がございますので、一定期間休業して復職できない場合は分限免職等もございまして、そういう制度の中での退職と、またあとご本人の中で、私が今まで調べた中でやっぱりなかなか戻る見込みがないというようなところのものというふう聞いております。復職に向けては、ご説明したとおり、しっかり相談しながら取り組んでおるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それで、復職支援の関係なのですけれども、これは主治医と相談をして云々という話が先ほどございましたが、これは定期的というか、ある程度長期になった場合に職員との意思疎通というのは常にとられていると思うのですが、それは何かどのぐらいに1回とるとか何かということではなくて、その人の症状見ながらやられておるといふ理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 原則医師からの診断書を中心に考えております。1カ月なのか2カ月なのか3カ月なのか、その中間の段階で我々から余りアタックすることはございません。治りかけのころに医師と相談した上で、またご本人と電話ではなくてまずメール等でやりとりした上で、復職の希望について今聞いているというところでございます。今取り組んでおる、お休みしている方も何人か、今どういうふうな復職しようということをやっておりますので、そこ十分行き過ぎないように注意深く医師との相談の上でやっておるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） いわゆる心の病等にかかった場合、きちんと対応して元気になって働いてもらう、これが私は原則であるというふうに思います。そういった形でしっかりと復職支援も含めて対応していただきたいということを申し上げておきます。

そこで、最近いろいろ、セクハラとか何かいうのも昔は全然問題にもならなかったのですが、今はもうしゃばがそういうことは許さない時代になってきております。最近マタハラという言葉が出ておりますが、マタニティーハラスメントというのだそうですけれども、これはどういうことかということ、妊娠をきっかけに非常にいろいろなことで本人に圧力をかけたりする、こういうことが問題だと言われているというふうに私は思っているのですけれども、いろいろな事例があるのですけれども、私は職場で体制があるのかということをお聞きしたいのは、事例でいいますと入社早々に、入社というか、入ってすぐ若いうちに結婚しましたと、子供が生まれましたと、産休とりました、復職しました、2人目ができました、またかよという、こういう事例がかなりあるのです。佐渡市の中にはそういうことはないですね。総務課長、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

議員のご質問いただいた中で再度調査もしておりますが、課長級の中ではもちろんどんどん産んでほしいということではしております。ハラスメントの場合、ほんのちょっとした本人の気づきのないところでの会話がゼロであるかどうかは、そこまでは把握できておりませんが、ハラスメントという意図での職場でのあれはないと私どもは調べております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私いろいろこのことについて調べてみたのですけれども、やはり女性の多い職場の中ではこのような事例が多くある。特に民間の中では、早い話が自主的に本人が退職するように誘導しているという節も十分に見られます。今子供を産んでほしい云々という時代にそういったことがまかり通るようでは、これは子供を産めるといふ状況にはなかなかいかなないというふうに思います。2年ぶり3度目、甲子園の出場何年ぶり何度目という、そういうケースで笑って冗談話にこういう話を持ち出した

女性もいるといいますが、何であの子が子供産んで育休とっているのを助けて俺たちが忙しい思いしなければならぬのだと、そういう雰囲気があってはならないというふうに思います。しかし、残念ながら今佐渡市の職員もかなり大幅に減っておりますし、いろいろな形の中でそういう人が出るとその穴埋めについて総務課長も苦労されていると思うのですが、その辺のところの体制がしっかりできているかどうかということをお伺いしたいのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 人数配置につきましては、行政改革課のほうで当年数を決めます。その中で、妊娠、出産については10カ月ないし育休の部分がございまして、長期間になりますので、前年でわかるものについてはできるだけ職員のほう配置としてつけるということで考えております。ただ、年度途中につきましては、数が決まっている中で移せないものもございまして、臨時等での対応ということで、原則妊娠、出産に関しましては補充のほうをするような形で取り組んでおるところでございまして。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） もう一つ、典型的な例があるそうなのですが、妊娠した。それで、休まなければならぬ。それで、引き継ぎをせねばならぬ。それで、引き継ぎをやっておるのだけれども、それがいろいろお互いに忙しい中なのでしょうから、佐渡市の例を言っているのではないです。そういう形の中で、頭にきた、後から仕事を引き継がなければならぬ人がこういうこと言ったというのです。「本当に急にはらみやがって、よっぼどどついてやろうかと思った」。そこまで仕事が忙しいとついそういう言葉を吐きたくなくなるというような実態が現実にはあるのだそうです。よっぼどいろんな問題で意思の疎通がうまくいかなかったから、こういう言葉が出るというような実態になったのでしょうかけれども、そういったことすらしゃべりの中で起きているのが現実だというふうに私は認識をいたしました。そういった意味でいうと、佐渡市がいわゆる少子高齢化で早く結婚して早く産んでほしいと言うけれども、今佐渡市の中でも1人目産んだけれども、2人目はこれは無理だなど、私が休むとみんなに迷惑かける、そういう雰囲気が非常に私は強いという職場もあるというふうに聞いています。その辺は、総務課長、把握していますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それについては、私は直接聞いたことはございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 聞いていなければそれでいいですけれども、行政サービスセンターの問題で先ほど市長が受け付け業務についてはプロに任せるといような方向性で今検討しているという話もありましたが、やはり少人数のところではそういう長期に休む人が出てくると非常に仕事が忙しくなること、これは間違いない事実です。そういった中では、個人の感情とか何かのいろいろな問題の中で非常にこういうトラブルが起きやすいというのも私は事実だというふうに思います。そういった意味でするならば、やはりそういう補充体制というものもしっかりしていかないと、産みたくても産めないという、そういう私は実態

は全くなしというふうには思っていない。現実にはあるというふうには聞いています。そういう意味でいうと、そこら辺が佐渡市として、まず佐渡の人口をふやすために女性に子供を産んでもらいたいという願いで対応していると思うのですが、その見本となる私は職場になってもらわなければ困ると思うのです。そうしないと、佐渡市でもできないものを民間のところでやれといったって、なかなかそれはできないというふうには私は考えます。そうすると、佐渡市の職員は恵まれておるわいといういろいろな意見も出ますけれども、そういうところがないと、それを見習って私のところもやろうという、そういう雰囲気にならないと思うので、ぜひその点については佐渡市は見本となるべく頑張っていたいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それにつきましては、人事配置も含めて計画的にしっかりと対応していくということで今も進めておるところでございますので、これからもしっかり進めていきたいというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） イベントの問題ですが、ほかのところでもいろいろイベントやって、大体ボランティア等で賄っているという話は聞いています。そういうところって年間1回ぐらいしかないのです。佐渡市のように4月にあり、5月にあり、6月にあり、それで8月だ、9月だといって、半年間毎月やるようなところは全国的にほとんどないのです。市長は、それを全部ボランティアという意味ではないと思うのですけれども、そしていろいろな形でこういうイベントやるのだから、佐渡市の職員が出てやるのは当たり前だというような、先ほどボランティアでやるのが最も市民の理解を得ることだというふうなことが言われましたけれども、先ほど私資料の1ページ、来たはがきをそのまま載せてございますけれども、いわゆるボランティアという名前で強制的に、あるいは無料で、残業代出さないで働かせている実態があったという、そういうはがきをもらったのですが、そういったことがいろいろな形で、1人が1カ月に1回とは言いませんけれども、職場単位でいくと出る人間に限られてきますから、出る人は結構何回も出ているという実態はあると思います。そういった中では、私は市長に考えていただきたいのは、佐渡においてこれだけ多くのイベントがあって、ボランティアで面倒見切るとするのは、これは非常に問題があるというふうに私は思いますが、市長、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡の活性化の場合は、何度も申し上げますが、1次産業の振興、高付加価値化、そして観光振興なのです。お客さんから来てもらわなければだめだ。それが行事が多いから、少なくともなんていうのはとんでもない話であって、しかもその行事をやっているのが全部佐渡市の職員のボランティアでやっているのではないのですよ。これは調べてくださいよ。担当は、給料も超勤もちゃんとつけているのですよ。だから、それが全部がボランティアで超勤も何もつけずにやっているというなら問題がありますけれども、それはちゃんと超勤の対応の人もあるし、そうではない人もいます。ボランティアの人

もいます。でも、それは全部がボランティアではないのです。そこはひとつ区分していただきたいのです。全部がボランティアなら議員のおっしゃるのが正しいです。でも、そうではないですから。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 全部ボランティアではないこと私も十分承知をしております。そういった意味で、きちんと代休というものがとれておるのかという質問もしているわけであります。代休措置等については問題ありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

これにつきましては、きちっと仕事の業務管理をしながら週休日の振替を指定して行うということで、課長のきちっとした業務管理になります。そこを話をしているところでございますが、普通の週休日の振替の場合、1カ月前から2カ月後、3カ月の間でとれることになっております。これにつきましては、この3カ月間に課長のほうの責任でしっかり週休日の振替をとらせるようにということを先般の会議でもお話をしたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 年休の取得率が10日から11日、そういったことで見ると、官公労と言われる中で年休の取得率が私は佐渡市の場合低いほうだというふうに思います。そういった意味ですらば、きちんと休みがとれて、そしてきちんとそういう対応がされて、職員が安心して働ける、こういう環境はしっかりとつくっていただきたいと思います。先ほど市長はちょっと怒ったようなこと言いましたが、ボランティア、私は全部ボランティアでないことは承知しています。しかし、ボランティアでどうしてもやらなければならないという限界は、私はイベント数を減らせとか言っているのではないのです。そういった意味で、考え方が全部ボランティアで出るのだよというような市長が認識を持っているとするならばちょっと改めてもらいたいということで質問をいたしておりますので、市長のおっしゃっている中身は十分承知しています。そういった意味で、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で大森幸平君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 一人会派の荒井眞理です。きょうのまず初めの質問は、真の平和に守られた力強く人に優しい佐渡へということで伺わせていただきます。

ことは、戦後70年を迎え、この70年間、平和憲法を礎にし、戦争をせずに来た日本の歩みをさらに力強く踏み出したいと希望しています。しかし、今の国会での安全保障関連法案の説明を聞いていると、戦争が引き起こす人間の醜さ、生臭さ、恐怖、不自由さなどリアルなものを棚上げして、ゲーム感覚で手を汚さない戦いのようなイメージが伝わってきて、かえって危険な空気を感じています。武力の行使拡大は間違いないのに、このような伝わり方ではいけないと感じています。佐渡市においては、昨年8月15日に佐渡市非核平和都市宣言を果たし、今後ますます非核平和を進めていくための積極的な取り組みの歩みにも期待するものであります。そのために、1つ目、佐渡市はさらに日本非核宣言自治体協議会に加盟しませんか。

2つ目、若い人たちの平和への思いを確かなものにする一助として、夏休み中に行われる広島平和記念式典、長崎平和祈念式典に子供たちを派遣し、その報告をする集いの開催をしませんか。

3つ目、小学5年生から中学生を対象に、戦争とは何か、戦争が起きているところでは何が起きているのかなどの実際の話聞き、平和の担い手養成を趣旨とする教育の取り組みをしませんか。

4つ目、これまでのさまざまな戦争による戦死者に思いをはせ、非戦を誓うため、終戦記念日に市民へ黙祷をささげるような呼びかけを一層強化しませんか。

真の平和に守られた力強く人に優しい佐渡づくりのための2つ目の質問になります。佐渡金銀山が世界遺産となることについて、多くの期待が島内外から寄せられています。金銀山を掘り続けた400年の間、江戸幕府を支え、それぞれの時代の最先端の技術を駆使し、またこの島にさまざまな人と文化を運んできました。その恩恵は、今も島のあちこちに息づいており、先人の知恵と努力の軌跡を学ぶきっかけをつくってくれています。

一方、そのような反映の歴史の影には、涙と汗の苛酷な労働に従事する人々が多くいたことも忘れてはなりません。1600年代初めには、キリシタンが鉱山で労働するなら生きることを許され、重労働を担った後、集団で処刑されました。それから、無宿人が江戸のまちからかごに乗せられて連れてこられ、苛酷な労働のため短命だったとも言われています。また、1939年からは、金山坑内の労働者が病になったり、若者が軍隊にとられたため、朝鮮半島からも6年間で総数1,200人が佐渡鉱山へ来て、労働条件の悪い坑内の採掘をより多く受け持ったとされています。このような顕著な立場でなくても、坑内の事故で命を落としたり、けがをしたり、あるいは一生の病にかかった労働者など、多くの人の苦勞と苦難、犠牲があつてこの400年の歴史が続いてきたことを思います。このように歴史には光と影の両方があり、だからこそ影となっている人を思いやり、強者も弱者も力を合わせて生きる道を選んで歩むことが大切であるということも教えてくれるものでもあります。世界遺産という面だけで佐渡金銀山を見ると、価値のある不動産ばかりが目立ちがちですが、私たちは反映の歴史と影の歴史の両方から学び、語るものがあるのではないのでしょうか。また、ユネスコによる世界遺産という価値は、世界中の人と守るという意味では平和の礎としての意味もあるのではないのでしょうか。佐渡金銀山のこれらの点についてのお考えをお聞かせください。

大きい2つ目の質問は、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねします。これは、今後数年間にわたって取り組む1年目の戦略ですから、1年目が肝心だと考えています。特にこのまち・ひと・しごと

と創生総合戦略の大きな目的は、人口減対策ということになっています。これは、これまでのように行政だけが旗を振っては決して達成できないと考えます。このことは、市民一人一人が当事者として考えるべき課題でもあります。そのためにはまず方法論として市民が策定の主人公になるような参加の仕方を考えるべきと考えます。そして、人口減対策には市民の中でも本来もっと力を発揮してもらいたい女性たちにさらなる住みやすさ、出産、子育てのしやすさ、働きやすさなどに意見を出してもらい、策定の決定権も持ってもらうべきと考えます。しかし、この人口減対策の推進会議には14人中女性が2人しかいません。市の目指す委員会への女性参加率4割、すなわちこの会議には五、六人は女性に参加してもらおうのが望ましいと考えますが、いかがお考えですか。

当事者参加の2つ目です。私たち大人は、若い人に佐渡を選んでもらいたいと願っていますが、当事者である若者自身が若者の居場所を考える、その策定の主人公だろうと思います。市の見解をお聞かせください。

人口減の一つの理由は、仕事が少ないことにありますが、一方、担い手不足の佐渡市の農林水産全ての第1次産業の推進、殊に水産業の後継者育成などをどのようにお考えですか。

次に、世界的資産への外国人観光客受け入れ態勢についてですが、まち・ひと・しごと創生の中でどのような取り組みを計画しておられますか。

次に、金井地区の3つの保育園を統合して新しい保育園舎を建設することに関する問題について伺います。来年5月からの金井保育園、金井新保保育園、中興保育園の3園統合を目指して保護者に説明をしているということですが、3園の保護者にどういった内容の説明をし、理解を得られているのか得られていないのかについてお尋ねします。

本6月議会でも金井地区統合保育園の園舎建設について議案が上程されていますが、建設予定地である旧金井女子校の体育館跡地、つまり東側に新保川が流れている土地が水害に対して安全が確保されているかどうかという点、また3園が統合されると登園時間の交通に問題が生じるということが多くの関係者の間で懸念されています。これらの安全面についてどのように検討し、保護者に説明しておられるのかお聞かせください。

最後の4つ目の大きい質問です。たび重なる不祥事や補助金の不適正交付についてお尋ねします。佐渡市のこの1年半の間に発覚した不祥事や補助金の不適正交付については、余りにも件数が多く、市民の市政に対する信頼は底にまで落ちているのではないかと思います。ここから心を入れかえて信頼回復に向かわなければなりません。ぜひ前向きな答弁を求めたいと思います。

具体的にお伺いしたい問題の1つ目は、153万円の預け金問題についてです。これは、本当に佐渡市として調査し尽くしたのでしょうか。そして、問題の根本的な原因にまでたどり着いたのでしょうか。

次に、補助金の不適正交付について伺います。平成25年度観光資源活性化チャレンジ事業として申請された世界文化遺産認定に向けた光おもてなし・街並み賑わい創出事業は、申請内容と異なる事業展開をし、佐渡市文化財である建物に許可なく構造物を設置されたのではないのでしょうか。また、申請団体は世界遺産の名を振りかざして補助金の不正受給をしたのではないのでしょうか。こういうことが繰り返されてきた原因を佐渡市はどう考えているのでしょうか。

民間団体のチャレンジに対して市は受け身になり、市としての計画や方針をしっかりと示せていないこと

が原因にあるのではないのでしょうか。どうお考えなのか見解をお聞かせください。

そして最後に、3月議会でも同じ質問をしましたが、その後の2人の市職員の不祥事を踏まえ、改めて佐渡市職員倫理条例を制定するべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

これで1次質問を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

佐渡市は、平成26年8月15日に非核平和都市宣言を行いました。同12月に平和首長会議に加盟をし、非核平和活動を進めております。今ご指摘の日本非核宣言自治体協議会への加盟ということではありますが、私自身いろいろこの内容を調べてみますと、私どもが加入いたしました、それは地域の広さではありますが、けれども、平和首長会議と活動内容が大きく変わらないこと等々があるわけでありますので、日本非核宣言自治体協議会の活用、さらにどういう内容であり、それをどう活用していくかということ調査をした上で考えてまいります。

平和記念式典への子供たちの派遣、教育については、教育委員会から説明をいたします。

それから、全国戦没者追悼式等に対する対応でございます。8月15日、8月6日、8月9日におきましては、戦没者並びに原爆による犠牲者のご冥福と恒久平和を図るため、ケーブルテレビ等で黙祷を呼びかけるとともに、市役所本庁舎、各支所、行政サービスセンターにおいても庁内放送を行っており、職員及び来庁者の方々に黙祷の呼びかけを行っているところであります。今後も広報紙、あるいはケーブルテレビ、あるいは庁内放送等々を通じながら市民の皆様方への周知、呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、金銀山の問題であります。平成29年に登録ということで地域一丸となって、さらには新潟県全体も、さらには佐渡出身の東京にいる方々も含めまして、今一丸となって平成29年を目標に頑張っているところであります。何といたっても推薦書を出したわけでありますけれども、成就するためには地域の意欲、熱意、これが一体的になった行動というものが求められるわけでございます。引き続き一丸となった対応をこれからも積極的にとってまいりたいというふうに考えております。

今回の佐渡金銀山のいわゆる登録に向けた申請でありますけれども、この申請内容につきましては、鉱山遺産とそれを支えた人々の生活の全てが金生産社会の歴史を示すものでありまして、その全てを含めて世界遺産にふさわしい価値であるというふうに考えておりまして、これは申請をいたしたところでありまして、その申請を出すに当たりまして県及び国においても同一見解であるわけでありまして、したがってこれを地域一丸となって進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、平和でありますけれども、当然のことながらユネスコ憲章の前文には平和のとりでをということもございますし、世界遺産条約の採択40周年記念の合意の京都ビジョンがありますけれども、その中でも世界遺産は平和に明白に貢献をしているということで確認をされておるわけでありまして、まさに世界遺産登録は、心の平和のとりでとしての価値があるものと確信をいたしているところであります。

地方創生の問題であります。これは、もう当たり前のことでありますけれども、今までの竹下内閣のと

きの1億円がばらまかれたということとは違ひまして、我々が国に対してその施策を認めてもらい、それに対して我々がどう対応するかということでございますので、行政だけでできるものではございません。市民が一体となってやるということは前々から申し上げているところであります。したがひまして、この推進会議の委員というものを設置をさせていただいたわけでありまして、地域団体、学識経験者、産業界、金融界等々、幅広く選任をいたしたところであります。結果として女性の数が少なかったということは事実でありますけれども、しかしそのことだけで終わるわけでございませんし、女性の声を聞いておりますし、また子育て世代へのアンケートによりご意見も拝聴したところであり、今後も私自身その方々とのいわゆる懇談も計画をいたしているところでございます。なお、再度見直した結果、第2回の推進会議におきましては、新たに女性1名を加えまして、これから進めてまいりたいというふうに考えて、当然のことながらこれからの佐渡を担う者は若者でございます。したがひて、若者にそこでどう意見を出していただけるかということが一番大きな点でございますので、決して若者を除いているわけでもございませんし、これから一体的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、この戦略におきまして、これは戦略だけではなくて、佐渡市の振興方策として1次産業の振興ということ、これは前々から挙げているわけでありまして。当然のことながら1次産業というのは農業だけではございません。林業、水産というものがあるわけでありまして。でも、この3つの部門において一番後継者が少ない、こういうような要因というのは、そこで生活ができるかどうかということが私は基本になっていると思っております。それを担い手として、IターンあるいはUターンでお帰りになるような人たちも非常に多いわけでありまして、それについてはなかなか続かないということが問題であるわけでありまして、生活のできる体制というものを根底にやっけてまいりたい。

水産については、特に大きなというのはおかしいですけれども、寒ブリとかマグロとかというものだけではなくて、小さな小魚もある。それらの加工、販売ということもやっけていかなければならぬし、いろんな海藻類等もあるわけでありまして、そういうようなものにどう付加価値をつけていくのか、それぞれの漁協においてどうやっけて産品を生んでいくのかということが必要であるわけでありまして。これについてまずやっけていかなければならぬのは、浜の活力再生プランというものの策定にこれから入るわけでありまして、その中で地域の自主性を出してまいりたいというふうに思っております。

それから、林業の振興であります。これもいわゆる外材が入ってくるという、本家本元の森林整備というものがなかなかできていないということでありまして。しかし、今の情勢、円安というような情勢の中において、国産材の評価というものが非常に高まっているわけでありまして。当然森林の整備をしながら、それをするためには高性能の機械等は入れなければならぬわけでありましてけれども、そういう林業振興とあわせて、そこから出てくる間伐材等を活用した自然エネルギーの再生、いわゆる循環型の林業というものを目指しているところであります。

世界遺産への外国人の受け入れ態勢、まさにそのとおりでございます。日本の人口全体減っている中において、日本人だけでなかなかこれ対応というのは難しい。ましてや世界が認める世界遺産ということになれば、外国から大勢の人たちをお呼びをしなければならぬわけでありまして。そういう意味におきましては、外国から来られる方々の受け入れ環境の充実と、これはもう重要なものであるというふうに考えております。とにかくこの中におきまして世界遺産の登録に向けて工程表があるわけでござひまして、そこ

の中にいわゆる受け入れ態勢の整備というものを今組み込んで計画的に進めているわけではありますが、例えば一つの例を申し上げますと、公衆トイレの洋式化をやるとか、看板の表記、こういうものをやるとか、WiFiの環境の整備、こういうものを進めるとか、あるいはボランティアガイドを含めまして外国語のガイドの養成ということをやっていかなければならないわけでもあります。今消費税の免税店の促進ということも進めているわけでもあります。ただ、外国人ガイドにつきましては、有料でガイドを行うということは通訳案内士の国家資格が必要なわけでもあります。市内には3人しか今いないということでもあります。この養成も早急に進めながら、外国から来た人たちに喜んでいただける体制をつくってまいるという計画をつくっているところであります。

金井地区の統合保育園の整備でございます。統合保育園用地として8月から金井、中興、金井新保保育園の保護者の方々及び地元の区長さんらに向けまして説明会を開催をしたところでございます。3保育園ともいわゆる建築年数が31年から36年を経過をいたしているということで、老朽化あるいは耐震不足の保育園もあるということから、早急に安全な保育施設への整備が必要だということでご理解をいただいたわけでございます。今後ともそういう一部の方々で疑義を唱える方もいるということも聞いておりますが、その方々に対しましては懇切丁寧に説明をしてみたいというふうに考えているところであります。

次に、一連の不祥事の預け金でございますが、私どもが調査できる範囲の中で調査をいたしました。しかしながら、私どもが調査できるには限界があるわけでもありますので、告訴状は19日に予定を今いたしておりますが、告訴すべく準備をいたして、その中で全部洗いざらい出していきたいなと思っております。

観光資源活性化チャレンジ事業、光おもてなし・街並み賑わい創出事業の経過については、観光振興課長に説明をさせます。

それから、最後になりますが、不祥事の問題であります。これについては、何度も何度も市民に方々におわびを申し上げてきたところでもあります。何といたっても大きな要因は、職員全体の服務規律遵守の意識の低さ、これがあるということ間違いございません。したがって、服務規律の遵守に向けましてこれを具体化をして、自分たちが本当の気持ちでこれから直していくということに職員の意識を変えていかなければならない。その段階では、服務規律を具体化をするということ、あるいは改めて文字化によりましてハンドブック等を作成をし、周知徹底を図ると同時に、現在職員の倫理条例についても検討をいたしているところでございます。しかしながら、職員の倫理条例を仮につくったとしても魂がそこに入っていないのであればだめなわけでもありますから、職員自らが考えて、守るべきことを定めて、そのことが重要であるので、今職員と話し合っておりますし、今後外部の検証会議ということも計画をいたしておりますから、その外部の検証委員の方々のご意見も聞きながら、前向きに検討をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 平和教育に関することにつきましてご説明いたします。

平和教育の重要性については、十分認識しております。平和記念式典への参加は、中学生にとって平和

教育を体験的に学ぶ大変貴重な学習の場になるというふうに考えています。今後実施しております他の市、町等の状況を参考にさせていただきながら、平和記念式典への派遣を検討していきたいというふうを考えております。

それから、平和の担い手養成というようなことでございますが、小中学校では社会科の歴史学習、それから国語科における戦争等を扱った物語文の学習、それから道徳の時間等におきまして、さきの大戦や国際紛争等々関連づけしながら随時平和教育を行っているところでございます。今後ともこれらの教育活動を通して平和について考えさせ、国際社会の一員としての自覚を促す学習を継続していくことこそが平和の担い手を養成することに結びついていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 平成25年度観光資源活性化チャレンジ事業の光おもてなし・街並み賑わい創出事業についてですが、文化財施設であります佐渡版画村美術館への照明器具設置に係る手続きにつきましては、事業実施前の補助金申請書類で施設を借り受けております一般社団法人佐渡版画村美術館から事業についての事前承認を得ていましたので、そこで必要な手続は行ったものというふうと考えておりました。したがって、実績報告書で照明器具が文化財施設に設置してあることは確認しておりましたが、文化財等の手続が完了しているものと思ひまして、関係課への確認を怠ったものでございます。平成26年度からは、補助金チェックリストを作成しまして補助制度の適正な執行に努めているところでございます。

また、観光資源活性化チャレンジ事業に対しましての市の方針等につきましては、補助金要綱で事業の趣旨及び事業の審査基準を定めて方向を示して、それに基づいて審査をしているという状況です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いろいろとご答弁ありがとうございました。ちょっと時間が押しているかもしれないので、先にやりたいことをさせていただこうと思います。

まず、まち・ひと・しごと創生の外国語ガイド養成に関することですが、これはやっぱりソフトなので、非常に時間がかかるのです。先ほど市長が言われましたように、お金を取って外国語といってもそれ英語だけです。ガイドできる方、佐渡市内3人しかいない。私は、既に外国語で生活している方がたくさんおられるので、そういう方々にいっそのこと佐渡のガイドさんになっていただけるように声をかけたらどうかと思うのですけれども、その点何か検討されませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 今外国語を話せる方等を、つてを使いまして、この後外国語でガイドをできそうな方のリストアップの作業に今入っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 英語をしゃべれる方ばかりではない。やっぱり中国語をしゃべる方とか、たくさん

言語をお話しするガイドさんを養成したほうがいいなと思っています。

次に、金井地区統合保育園の建設についてというところでご質問先にさせていただきます。保育園舎が新たに建設される場所の安全について、先ほど一部の方々が異議を唱えていると言われましたけれども、恐らくほとんどの保護者たちが知らないのではないかと思うことがこの安全に関する説明です。保護者たちは、聞いて知っている方々はとても心配をしています。まず、対象の場所というのが新潟県から浸水想定地域とされているので、水害の安全対策についてどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

水害の安全対策ということでございますけれども、こちらについては設計の段階から都市計画法に基づきまして、開発申請協議において県の佐渡地域振興局の関係部局のほうと協議を重ねてまいりました。そこで、小学校の建設時におきましても市道のかさ上げ改良等の整備を進めておりまして、当初当施設の排水計画につきましてもご指導いただいております。そこで安全性を確保しているということでございます。また、建設時におきましても、盛り土によりまして地盤のかさ上げ工事、それからさらには建築基礎を60センチほど上げるという設計をとりまして、安全の対策を講じているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 水害で想定している雨量というのはどういうものですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

以前の他の議員の質問にもございましたけれども、まずハザードマップの部分で、当建設予定地でございますけれども、これ浸水想定が50センチ未満ということになっております。この数値につきましては、平成19年3月に新潟県が発表されたということございまして、新潟県ではその後地形変更とか構造物の建築等におきまして、浸水想定が変わってくるということで私どもは説明を受けているところでございます。そして、金井小学校建設時におきまして、新保川の氾濫があった場合に上流部からの氾濫対応ということで、先ほど言いました上流のほうの市道のかさ上げ工事等を行いまして安全性を確保していくこととあります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません、雨量、どの雨量を想定しているのかお聞きしたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

相川観測所による30年確率の雨量で計算されております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうちょっとどなたか明確にご答弁できませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 先ほどの雨量は、私去年、昨年防災担当しておりまして、記憶ですと70年に1度の降雨にということで算定しているものと記憶しております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（坂田和三君） 済みません、何ミリということでは想定、数字は、なかったように思っております。そのぐらいの雨でということで記憶をしてございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。申しわけありません。

平成19年3月の調べでございまして、1日の降水が220ミリということで想定されております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今ほど何年に1度、何年に1度というふうに、恐らく多くの保護者にもそういう説明していると思うのです。それだとやっぱりわからないのです。今おっしゃられたように70年に1度というのは、これも相川に当てはまらない、両津に当てはまる、金井の場合は70年に1度の大雨ということで、1日総雨量220ミリだと、こういうふうきちんと説明していただかないと、やっぱり保護者は何をどう考えていいかわからないのです。こういうことをきちんと説明していただきたいのです。

1日総雨量220ミリということは、これから建設する園舎がその大雨に遭遇する可能性があるということですが、70年に1度だとするとこの次はいつぐらいというのが想定されているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 我々が算出するときには、50年とか30年とか70年に1度というその基準でやっているのであって、では平均してあと70年たったら雨が降るとか、あした雨が降るとかということは全くわからないのです。これは統計上でやっているということで、しかも佐渡だけやっているのではなくて、全国的にその基準でやっている、ということなんです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうなのです。70年に1度と聞くと今から70年後かなと勘違いするのです。前回の1日総雨量220ミリよりももっと降ったのは1978年なのです。ということは、次に来るのは33年後ぐらいなのです。今の園舎が建っている間に来ると。それから、今市長おっしゃられたように、いつだけれどもそれが来るとするのは誰にもわからないのです。特に今気候変動があって、日本中どこでも集中豪雨が思いがけずあるという時代になっています。こういうことをきちんとやっぱり説明をできるようにしてい

ただきたいと。そして、保護者にはそうしたときにどのぐらいの雨だったらどのぐらい浸水するのだということを説明していただきたいのです。こういう説明ができていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

保護者に対しては、これまでの説明会の中でそんなような形で説明をしているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ちょっとその辺の説明は、多分聞いた方と聞いていない方というと思うのです。むらがないように説明をしていただきたいと思います。

先ほど新保ダムの氾濫、川の氾濫ということをおっしゃっていましたが、ダムのかさ上げとかいう計画というのは今後どうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

現在、昨年もですが、協議会とか地元と話し合いを設けて進めているところですが、用地の問題とか等々ありますので、まだ具体的なところまではいっておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ということは、やはり新保ダムの氾濫の危険性というのはこれから当面もうあるということなのですね。そういうことを保護者方は知りたいのです。そういうことがわからないと不安になって、どうなのですか、どうなのですかとやっぱり聞きたくなります。

それで、お聞きしますけれども、金井小学校を建てるとき、ダムの氾濫で浸水は何メートルになると、敷地をその結果標高何メートルの高さにしましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今現在資料を持ち合わせてございません。申しわけありません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

金井小学校建設時、新保川ダムの氾濫による浸水の県のシミュレーションでは、浸水が23センチから、詳しい数字はちょっと覚えていませんが、23センチから50センチ以内の浸水予想ということでした。そのため地盤をある程度、ちょっと標高の数字までは今現在覚えておりませんが、浸水がグラウンドでたしか10センチぐらいの高さまで盛り上げまして、校舎につきましては基礎を上げて、浸水のないような設計にいたしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 50センチ未満の浸水を想定して19メートルの標高に合わせていると。今度、では保育園の敷地は標高何メートルにする予定ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

保育園については、地盤高を18メートルということにして設計をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それで保護者の方々は本当に18メートルで十分なのかということを心配しておられます。小学校が19メートルで、隣接する保育園が18メートル。そうしたら、小学校側から雨水が保育園に流れ込んでくるということになりませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 先ほど猪股庁舎整備主幹からも説明があったわけではありますが、小学校建設時におきましてそういった工事等を行いまして、保育園まで来る部分については設計の中では5センチ未満ということで伺っております。その関係で、横の新保川から来る水害、これに対しましては17.5メートルというのがございまして、そこを越えてくることを想定した部分で18メートルということで設定しまして、その地盤高で保育園を建てるとということにしてございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 学校が19メートルで、そしてスロープがあって、18メートルの保育園の玄関のすぐそばまであるのです。そうすると、水はスロープを流れて保育園の玄関にやってくる、あるいは保育園の北側に流れ込んでくる、そういう可能性については何か対策検討しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

小学校の建設のときにその設計もいたしまして、上流のほうからもう一度、例えばグラウンド側に落ちる水をできるだけ新保川のほうに逃がすというような設計になっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その説明は、保護者にしておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

上流からの部分については、小学校建設時に市道のかさ上げを行っておりまして、直近の河川からの流

入についてはそのような形で地盤を盛り上げてやるということでの説明はしてございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私もつぶさに地図を見たのですけれども、ちょっと今の説明がよくわからない。ちょっとこれは地図がないと話が難しいかなと思います。雨の水というのは、何も川が決壊してとか、それで流れてくるのではなくて、一瞬に集中豪雨が来れば19メートルの高さの小学校の敷地に降った雨というのは全部スロープを通過して保育園の入り口のほうにやってくると、そういうようなことを考えて、私はこれももっと、18メートルではなくて19メートルに限りなく近く上げたほうが良いと思うのですけれども、そのぐらいかさ上げするという計画を検討になりませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

雨水等につきましても排水ができるような設計で進めておりますので、今のところ18メートルのすり合わせでいく予定でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません、ちょっと地図がないとこれ議論難しいと思うので、ちょっとこの辺でやめます。

では、もう一つの懸念は思川の用水路があることです。これは、どこをどう通ってどこへ流れていくのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

思川につきましては、小学校及び保育園予定地の西側の高台の腰を通過して、旧女子校、今の専門学校のフェンスの外側、道路の脇、そこを通過して南側に流れるようになっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それどなたか確認していますか。本当ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 今総合政策課長のほうからご説明がありましたように敷地の西側の、小学校ができたときに道路を拡幅しました。あの道路の横を通過して、国道を横断しまして、その下に流れます。その後新保川、それからさらに分岐しまして下流、それから新保川に流れるというふうに私理解しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと建設課でお聞きした説明と違うので、ちょっと想定が違うのですけれども、これまた地図を見て、ではもう一度確認をさせていただきます、多分ここでやってもわからないと思うので。

ただ、私が懸念しているのは、建設課でお聞きした思川の用水路の位置、そして高さを見ると、これは保育園の脇を通過してエルムの森というところに流れ込んでいくのかなと思うのですが、その標高差が余りないのです。そうすると、その用水路の水がエルムの森に流れ込む前に保育園のほうに流れていくのではないかなということを私は心配しています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○2番（荒井眞理君） ちょっとこの地図を見ないと何とも話にならないので、これはやめます。違うとしたら、建設課でこの間聞いた説明が違うのだと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） どうぞ、荒井さん、質問続けてください。思川については、荒井さんちょっと勘違いしておるのではないですか。

○2番（荒井眞理君） いや、思川の用水路ですよ。

○議長（根岸勇雄君） 用水路ですよ。

○2番（荒井眞理君） ええ。ここで地図を見て説明受けたのです。

○議長（根岸勇雄君） 用水路は、今坂田農林水産課長が説明したとおりです。

説明しますか。説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

先日議員からお伺いしたいということで私のところへ見えたときに説明させていただいたのは、思川ではなくて思川水系の用水がそちらに回っているという内容を説明させてもらって、今坂田農林水産課長がお話ししたのは、思川のメインの用水路は西側を通過しているということでご理解をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そしたら、私の言い方が悪かったのだと思います。思川水系の用水路と、これがどこを通過しているかというご説明をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） 思川という河川はございません。水系として用水を守っているエリアというふうに考えていただければよろしいと思いますけれども、今議員がおっしゃられるのは、確かに旧女子校跡地の国道沿いに流れている一段低い溝状になった部分、それはその前のスタンドがありますが、そのスタンドの西側を通過して、その後今言いましたメインの用水路とぶつかるような法線になっておりますので、確かに今回保育園の建設予定をしている敷地の南側に国道と平行に流れている部分もございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私がこの地図を見ながら説明受けたのは、小学校のグラウンドのちょうど北のど真ん中からその用水が学校の敷地の中に入ってくると。そして、それが学校の敷地の中を通過して、一回外に出て、保育園の外側を通過してエルムの森のほうへ流れていくと。この理解では違ったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 4時38分 休憩

午後 4時41分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） テレビ見ている方々には本当にわけわからなかった。思川水系の排水路でした。ちょっと何か言葉がもうごちゃごちゃになっていて、余り説明をしない分野なのかもしれませんが、この排水路を通過して保育園のほうに行く水のことも懸念されています。これについても保護者の方にまた後々丁寧にご説明いただければと思います。

安全対策の2つ目の懸念は、交通についてです。まず、この統合保育園に通う園児や職員の人数をお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

園児につきましては、200人規模ということで200人を想定しておりますし、職員については40人弱ということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうすると、その方々のために確保してある駐車場はどのくらいですか。また、現在金井小学校、そして隣接する専門学校に出入りする車の数などについて把握しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今回の建設の統合保育園の駐車場につきましては、52台を予定しております。そして、その他の周辺の駐車場でございますけれども、小学校、それから専門学校等合わせまして210台ぐらい、210台だと思いますが、210台を確保しております。これについては、いろんな行事等があったときにも双方が乗り入れできるという形で協議をしているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません、金井小学校と専門学校については、駐車場の数ではなくて出入りする車の数です。およそ把握しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今現在の通園の状況等、ちょっと父兄のほうといたしますか、園のほうに確認をしまして、どういう状況かということでお聞きしたところ、具体的な台数は把握はしていませんけれども、通園の時間帯等確認をしまして、保育園の送迎時間が今のところ7時半から9時までが送迎時間ということになっておりますけれども、小学生が通学する7時半から8時までのこの時間帯につきましては、3園で徒歩も含めて41人ということでございますし、8時から8時半まで、これが一番多くなっているわけですけれども、これも徒歩も含めて77人ということで把握をしています。あとはばらばらということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません、もう一回お聞きしたいのですけれども、金井小学校と、それから専門学校に通う方々とか通勤する方々が使っている車の台数を把握しておられますかということお聞きしたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 金井小学校の部分で申しわけございませんが、約40人通っておりまして、40台分の駐車場が確保されております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 専門学校のほうは確認しておられないということでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 申しわけございませんが、確認しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 交通に関して非常に心配しておられるので、まず台数とか、それから時間帯、それぜひ早急に把握していただきたいと思います。朝のある時間帯に、今の想定でも200台以上の車が、しかも皆ほとんど急いでいるという状況でその周辺に殺到する。その中を学校の児童は徒歩で通学していると。これ非常に危ないのではないかと関係者、これは保護者だけではなくて地域の方々も大変危惧していますが、それについてはどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

進入車につきましては、専門学校、それから小学校にご承知のように行く道が国道からは1本でございます。そして、対応策といたしまして、こちらについては小学校までの道路、校内に歩道をつくりまして、

そこで3メートルの歩道を確保する。それから、通園の車両、これ6メートル幅の、通園の送迎用の車を通すということで幅を十分にとっておりまして、そこで安全性を確保しているというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そういう対策を地域の方に回覧板とか、あるいは学校関係者、保育園関係者の方々には説明しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

これまでの説明会の中で、地域の区長さんとかもおいでいただいております。その中で地域の区長さんにはお話をしておりますし、それから保育園の保護者には当然説明しているわけですけれども、小学校の保護者までは説明はしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 区長さんだけにお話ししても地域の方には伝わらないので、やっぱり回覧板ですとか、あるいは小学校の保護者にもぜひ早く説明をしていただきたいと思います。

それから、今お話ありましたけれども、保育園の敷地の中に登校できる通学路を設けるということでしたが、これは通学路と、それから保育園に通う車が、ちょうど通学するところと保育園の駐車場に入るところクロスする、このことをまた多く心配しておられますが、危険な箇所になると思われるところにはどう対策を立てておられるでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

これから具体的なものについては保護者等と協議をしていくというふうに考えておりますけれども、今のところ小学校の通学路から入って、そして専門学校の裏の駐車場を通りまして、そこから新園舎に入っていくというルートで今考えておりまして、できるだけ一方通行といいますか、そういった方向で考えておりまして、最終的には車、送迎車は52台の駐車場にとめて、それから保育園に連れていく、もしくは専門学校の裏の駐車場に一旦とめて、それから連れていくというようなことで、最終的に出口については今の東門ですか、東門のほうから本線にまた出るというようなことで考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今質問したのは、保育園の敷地の中に駐車場何方所かに分かれています、学校通学路、子供たちが歩くところと、それから車はその奥の駐車場に入るところクロスするところがありますよね。その安全対策をどうしておられるかということを質問したのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

先ほど言いましたように52台の駐車場を確保してございます。クロスする新保川沿いのほう、こちらについては職員の早朝の出勤をする方を優先にそこにとめさせていただいて、そのほかクロスなるべくしないような形で駐車をしてもらうということで考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ちょっと私も今にわかに数えていないのですけれども、職員の車はほとんどここにはとめないと聞いているのですけれども、違ったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

保護者の方への説明のときも、できるだけ職員の車はとめないということで説明をしております。ただし、早朝の早出の職員が当然おりますので、その方についてはとめるということで説明してきております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） そうすると、ちょっとここで地図見ていらっしゃる方わかりにくいと思うのですけれども、やっぱり登校する通路と、それから車の道がクロスするということになるのですよね。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午後 4時52分 休憩

午後 4時53分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

駐車場については、先ほど言いましたように52台の駐車場確保しておるわけですが、3メートルの歩道を確保する中で若干新保川寄りに駐車場が何台かございます。ただ、そのほかにも駐車場確保してございますので、そちらのほうに優先的にとめていただいて、そこがいっぱいになった場合については、新保川寄りに25台の駐車場がありますので、そちらのほうを利用していただく。その際には、確かにクロスするということもあり得るかと思いますが、先ほども言いましたように専門学校のほうとも話をしておりまして、通園時におきまして専門学校の裏の駐車場を利用させていただきたいという話もさせてもらっております。一応内諾はいただいておりますので、そちらの駐車場も利用しながら園のほうに通園していただくということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今専門学校の北側の駐車場使わせていただけるということなのですが、大いにそれ

を進めて、できるだけ子供たちが車とクロスしないような対策を立てて、そして今先ほど小学校の保護者には説明していないとおっしゃいましたけれども、子供たちにとっても安全ですということをきちんと確保した上で、早く小学校の保護者にも説明をするべきだと思います。

それから、ちょっと問題は今度地域の方々の生活とか、あと朝通勤する方の使う350号、この出入口をどう車の量を整理していくのかということなのですが、まず350号の交通量というのは調査されていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

県のほうで交通量調査をしておりますけれども、これ24時間という部分での調査ということになっておりまして、それほど参考にならないというふうに思いますので、確かにそれも参考にしなければならないわけでありまして、市独自で6月、7月をめどに時間帯別に調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それもできるだけ早くどういう実態なのかということ把握して、説明ができるようにしていただきたいと思います。

それから、3園の統合の話というのは、実は決まったのでしょうか、それとも決まっていないのですか。そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

市長の答弁でもありましたように、耐震化等、なかなか古くなっているという保育園もございます。そのこともありまして、早急に進めていきたいということで昨年の8月に説明会をさせていただきました。その中で3園の統合ということで進めさせていただきたいということでご理解をいただいたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） その方針を説明したというのわかるのですが、決まったというふうに通知しているのでしょうか、保護者に。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

決まったということでの説明ではしておりませんが、その後説明会の後にいろんなご意見をいただきたいということで説明をさせていただきました。その中で特に統合は反対だというような意見はなかったということで進めさせていただいたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） そのこのところがいろいろ問題になっていて、8月の説明会のときには水域の安全性がどうなっているのかとか、あと交通量がどうシミュレーションされているのかとか、そういった本来心配しなければいけないことというのは一切説明されなかったと。しかし、そういうことがあるのだったらもう少し考えさせてほしいというのが今保護者の方々が声を出していることだと私は理解しています。それで、来年いつ統合するということで説明しておられるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） 来年の5月の連休明けに統合保育園ということで進めているということで説明をさせてもらっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） そういうことが保護者には正式に伝わっていないのです。そうすると、保護者によっては、では金井のその場所になるのだったら園を変えたいと。しかし、園だって場所によってはもう定員いっぱいのところもある。そうすると、途中から今年度で閉園になりますよと聞いても遅いのです。ですから、これを決定したなら決定したと早くお伝えしなければいけないですし、いや、まだ余裕があるのですということなら、それをきちんと説明しなければいけない。これどうされますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） この後また保護者のほうとも安全対策といいますか、保育マニュアル等作成するに当たりましていろんな協議をする予定でおります。その際にも決定したという旨をしっかりと伝えていきたいというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 私は、水害対策とか交通対策といったような大きな課題をきちんともう一度保護者や関係者、地域の方や小学校の保護者と、全員含めてきちんと理解できるところまで説明できてから3園の統合は決めたほうがいいと思います。そのほかにも問題たくさんあるので、とにかく当事者との合意形成ということをよく整えて進めていってください。もうこちらではそれ決めていきますと言ってかかってから話をするのは、やっぱりこれからのまちづくりの中ではそれはなしだと思います。いかがでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

これまで旧金井町のときから統合の敷地についても話をされましたし、その後の地域審議会等でも統合についての話をしております。それから、私どものほうの統合計画の中でもお示しをしてきておるわけでございますので、この後統合についてはしっかりまた説明をしていきたいというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次に、153万円の預け金問題について質問させていただきます。

配付しておりますお手元の資料の1ページ目をごらんください。これは、市役所内部で架空請求した支出負担行為兼支出命令票のコピーです。これは、実際153万円の預け金について31通あるうちの一番初めの支出負担行為兼支出命令票です。これについてご説明できるのって総務課長ですか。これは、いつ起票されて、支払われたのはいつでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

ここに書いてあるとおり、起票は平成22年7月28日、支払い予定日は8月10日ということになっておりますので、この日程で、私どもの手元にも8月10日になっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次に、資料2ページ目をごらんください。平成22年7月の支出というのが預かり金として8,400円になります。これが2ページ目でわかることです。

次に、9ページ目をごらんください。この票は、総務課長、何の票でしょうか。そして、平成22年10月の作業に幾ら支払われていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

9ページにつきましては、実際に支払った額の一覧でございます。一番上の作業につきましては10月となっておりますが、年末調整前の作業ということで、支払っているものにつきましては、5万9,125円支払っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしますと、預け金がまだ8,400円しかないのになぜ5万9,125円の仕事を委託できるのですか。これどう理解したらいいのかご説明いただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

これについては、業者から証言をとっております。業者の証言の中で、まず1つは年度内で精算しているということです。もう一つは、売掛金のときもあったということを言っております。すなわち10月に本来であれば委託でやるべきものが、基本的に発生したときに年度内に消耗品という形で支払うのでということで両方で話を進めておるということでございます。これが売掛金という意味でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それすごく問題だと思うのです。まだお金が入るかどうかもわからないのに、預け金が8,400円しかないのに、後々あと5万円近くこれ上げますよと言っている。つまり5万円ほどは後でまた預け金するからねと言っているようなものではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そのとおりでございますし、今回起きたものの全部がそういうことでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もしかしたら平成22年以前から架空請求があったのかなということもちょっと疑われると思います。

次に、同じ9ページ目、私が手書きでカメラ2台、カメラ1台と、合計3台カメラを預け金で買っているところがあると思います。

次に、3ページに戻ってごらんください。これは、架空請求の分ですけれども、総務課長、ここで何を架空請求しているか、品物を見ていただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 資料について、議員からいただいた資料でございますので、3ページにつきましてはキャノンのデジタルカメラを購入している。あとそのケースとメモリーカードということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ私にはちょっと不思議で意味がわからないのです。なぜ架空請求でカメラを出しておきながら実際買わないで預け金からカメラを買っているのか、この点については調査されていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） これにつきましては、カメラを買うということではなくて、どの伝票を切ってこれに対して何を買ったかという調査をしております。ですから、このカメラに対して、もしかしてこのカメラが本当に合っているかもしれないです。ただ、合っていないかもしれない。要はこれ伝票自体が全て先ほど申し上げたように架空でつくっていますので、その架空の金額合わせの中で買っているということでございますので、ここについてカメラが合っているかどうか、要は中身が合っているかどうかは、これについてはもう全く判断はできないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとよくわからないのですけれども、カメラは必要だからこれ請求しているの

ではないのですね。それは、これ起票した方に確認しているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 起票した方には全部聞き取りをしております。その中で今回の問題点につきましては、人事係の係長が部下にこの伝票を、伝票といいますか請求書、この請求書を総務課のほうで、物を買ったので、総務課予算がないので支払ってほしいというふうをお願いをして買ったというふうには、それは双方から確認しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次に、4ページをごらんください。総務課長、この起票はどこの課のもので、事業は何ですか。これどこから出ている公金の事業になるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） これにつきましても事件が起きた後に調査をしました。これ4ページにつきましては、社会資本整備総合交付金事業ということで建設課の伝票でございます。ただ、この事業につきましては、消耗品はもう対象外ということで、この経費自体は一般経費ということで調査をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では次に、6ページをごらんください。これは、31通の支出命令票の最後の伝票になります。ことしの1月26日起票のものです。総務課長、この起票はどこの課の何の事業でしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

総務課の選挙管理委員会の費用でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その選挙費用は約50万円なのですけれども、選挙費用の50万円というのはどこがお金出しているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 選挙管理委員会でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その原資はどこですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） これにつきましても、衆議院選挙費用ということで国の費用でございますが、この費用につきましては一般の経費ということで確認しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 国の費用をこれ架空請求でこうやって出していると。そうすると、7ページ、8ページをごらんいただきたいのですけれども、総務課長、これは50万円の架空請求のうちの一部なのです。ここに書かれているような品物というのは、届かなくても選挙ができるようなものなののでしょうか。選挙で要らないものを架空請求したということなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） これにつきましては、佐渡市の経費でございます。今のご指摘のとおり、本来選挙で要るものを消耗品で買うということが、もう議員のご指摘のとおりでございます。その中で、先ほど申し上げましたが、人事係長から選挙管理委員会のほうに総務としてこういう消耗品が欲しいという要望があった中で選挙管理委員会のほうとして切ったということでございますので、全くもってそこは問題だというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、ちょっと私には、これ本当に必要ではないものを架空請求した、それが積算50万円にもなるのかなというの、これちょっとどうしても信じられないのです。本当にそういう説明だったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 消耗品が要るときにまとめて買ったということで、総務課から依頼されたということで選挙管理委員会の担当は切ったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、ちょっとこの50万円という金額は、私には依頼されて切るという金額なのかなと非常に疑わしい。これ本当に架空請求だったのかなと、これ正規の伝票だったのではないのかなという気がしています。これについてまた私は改めてお聞きしたいと思います。

そうしましたら、資料の9ページをごらんください。この中にもう一つ疑問があります。これで懲戒免職になった人事係長は、3月のある日突然出勤停止になったわけです。預け金はその時点で、これでは何も残っていないということにならないのでしょうか。それまでにこの方がつくった預け金の金額と業者に支払った金額がぴったりだというのは、これそんなことってあるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

あるのかないのかと言われるとあれなのですが、これにつきましては帳簿等が一切なく、今の段階では業者から出してもらったもの、それに対してそれが、金額はかなり差がありますので、全て適正かどうかは別ですが、おおむね適正なもの判断して、そういうふう判断しているということでございますので、議員おっしゃるように我々もそれが本当にゼロかどうかは、それは把握できませんので、それにつきましては今後告訴の準備を今しておるところで議会にご報告しているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、金額がぴったりというところはちょっとおかしいと、クエスチョンマークだということなのですね。そうしますと、区分1、左側見ますと区分が書いてあります。その1というのがこれ委託作業なのですけども、この委託作業の部分、ここで調整したのかなと推定されるのですが、そうだとしたらこれは横領になるのかなと思うのですが、そういう理解もあるということですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 今業者の方がいますので、それがそうかどうか私どもは判断できません。その中で我々としては告訴の準備をしておるところでご理解いただければと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） どういう形で告訴するかというのは、横領の可能性だけでは告訴はできないと思いますけれども、このところ、ここが佐渡市としての調査の限界というところなのかと思います。

次、別の質問に移ります。今回起票または検収者としてかかわった人たちというのは、これ全部で何人になりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） たしか起票者が6名で、検収者が8名だったというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私数えたら両方合わせて15人ほどになるかなと思ったのですけれども、この人たちが架空請求にかかわっていて5年間も誰も何も言なかったということなのですか、それともその間で内部告発があったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） そこについても我々懲戒処分を出す前に聞き取り調査をしております。先ほど申し上げたとおり、起票者につきましては請求書をもって起票しているということで、預け金、本質的なものにはかかわっていないということでございます。検収者につきましては、これはちょっと私どもの不備もあるというふうに思っておりますが、検収伝票を切るときに、伝票を最初起こすときに検収という

印鑑押します。その伝票が正しいかどうかの確認を行います。ただ、そのときに消耗品は既にあります。ですから、検収をやる時にシステムとしてそのもの自体がチェックできなかったというのも現状でございます。そういう点を把握した上で我々としてはそこについては調査を終えたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとわかりにくい、私だけではなくてほかの方々もわかりにくいかと思うのですけれども、自分が切っている伝票が架空のものなのか正規のものなのかというのはわからないで切っているということですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それが調査の結果、担当係長がその人に請求書、今議員の写しにありますが、その請求書を渡して、これを買ったから払ってほしいということで払っておりますので、そこが預け金だったのか、実際に物がそこに来ているのかどうかを把握するということにはなかったというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 起票した方は、自分で印鑑押して、これが架空なのか正規なのかわからないから、正規だと当然思いますよね。そうだとしたら、物が来るはずだと思って待たないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

今回そこが問題の点だったと思います。現場の中で来た消耗品をチェックして、それを検収するという仕組みでしたが、検収が領収証ではなくて伝票が来たときになるので、複数まとまったりしてもう消耗品がないときに検収しているという実態がございましたので、今議員おっしゃるようにそこが問題でしたので、物が来た段階で2名で消耗品を確認をして、その上で伝票切るという仕組みに今変えているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、何かちょっと不思議なのです。自分が切っている伝票が正規のものだと思ったら、物が来ないことが何度もあったらおかしいと思わないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 消耗品は、ここはかなり数が、伝票の枚数が多うございます。その中で、普通当課、自分の課の自分のものであれば確認します。今回の場合は、総務課の人事係長よりお願いされて、物は人事係に行っているというふうに考えておりますので、自分のところに来なくても不思議には思わない。まして頼むと頼まれた中でやっておりますので、それは上司を信用していたのだということだという

ふう聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 5年間誰も何も言わなかったということになるのでしょうかけれども、昨年1年以上前に内部告発が実はあったということが何か県議選のときのビラに書かれていた。これについては、その事実というのは確認されましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それは、事実を確認したというより、当初の段階からなかったということで議会のほうにご説明してあるというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません、なかったというのは何がなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 事前に話を聞いておるといことはなかったといことは、この問題が起きたときに既に議会のほうにご説明してあるというふうに、私はそう思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 議会でそう説明したということで、事実の確認ではないということですね。このあたりは経過の調査を、再調査をお願いしたいと思います。少なくともおかしいと思った人が内部告発をしたわけです。おかしいと思ったということは、もう架空請求なのだということをわかっている人がこの人一人以外にいたのではないかと私は思うのです。そういう意味で、これは経過の再調査というのが必要ではないかと思えます。

もう一つお聞きしますが、市役所の中に31通以外にこの事業者と商行為があった請求書というのまだあるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それについては、私のほうでは今現在で市役所全体の伝票含めて調査はしておりません。消耗品の調査はしておりますが、その業者とあったかどうかの調査はしていません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） どれが架空でどれが正規なのか起票者だってわからないのですから、同じこの業者と商行為のあったそういう請求書というのは全部洗い出すべきではないのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 済みません、私の説明がちょっと足りなかったです。預け金があるかどうかの調査は各課に全部しておりますので、この業者だけに絞ったということではございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 最後に確認ですけれども、この預け金をした、これにかかわった業者と役所の職員は告訴される立場なのですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） それも説明してあるとおり、告訴に向けて今準備をしておるところでございます。業者も含めてということですが、もちろんです。担当と業者とこれ一緒にやったことでございますので、告訴をすべく今準備をしておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） あしたという日付を先ほどおっしゃられていましたけれども、これ本当に1人でできることなのか、やっぱりわかっていて架空請求に加担していた人が少なくともいるから内部告発があったので、これは告訴の前に犯罪に協力した人、共謀した人なのか、それはわかりません。その可能性はしっかり調査し直すべきなのではないでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 私ども既に聞き取りしておりますので、今後告訴、一般的ですが、告訴をしますとまたその中でいろんな調査が出てまいります。その調査の中も含めて対応があればまた考えていきたいと思いますが、一般的に我々の調査自体は既に聞き取り全部終わっていますので、我々の調査としてではなくて、今後の告訴の状況によってということで、あればということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、次の質問に移ります。

お手元の資料10ページをごらんください。これは、市から総額150万円の補助金をもらって行われた世界文化遺産認定に向けた光おもてなし・街並み賑わい創出事業の補助金申請のときにハード事業分として出された見積書です。ある任意団体がこの申請者になっています。ハード事業は、総額267万の予定でした。それがこの見積書を見てわかるものです。

次に、11ページ、次のページめくっていただきます。これがその267万円の内訳になっています。観光振興課長、このハード事業そのものというのはどういう申請内容の事業でしたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 済みません、申請内容って目的という意味でしょうか、それとも具体的にどういった中身かということでしょうか、整備の内容ということでしょうか。

○2番（荒井眞理君） 具体的にどういう事業なのかということです、目的も含めて。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

これにつきましては、佐渡版画村美術館、それから時鐘楼、その周辺に照明器具を設置してライトアップをするというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） このハード事業というのは、申請どおりの実績になりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 照明器具の設置工事につきましては、申請額より事業実績のほうが低い額というふうになっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、次の12ページを開いていただきたいのですが、これが実績報告のほうです。先ほど11ページ見ていただいたのは、申請のときに出されたもので、12ページのほうが終わって出された実績報告です。これを見ていただくと、大きな変更がありました。何でこのような大きな変更ができるのでしょうか。この変更というのはどういうことなのかご説明いただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

変更の内容については、当時実績報告の際には確認してはおりませんでした。我々もこれについて議員のほうから指摘ありまして調査をしておりますけれども、実際この会の責任者であります代表の方とお話をしておりますけれども、代表の方がこの事業内容について把握をしていないということなものですから、今その件についてしっかりと調査していくということなものですから、その後しっかりと我々のほうで調査のほうしていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 申請した団体の代表者の方は、申請内容を把握していなかったと今おっしゃられたのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） そのとおりです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうすると、これ申請したのはどなたなのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 申請者は、申請書上はその会とその代表ということになります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 申請書上はそうなのですが、実際この申請書を書いたのは誰になりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 実際に申請書を書いた人が誰かというところまでの確認はとれてございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、ちょっと今驚きました。非常に問題です、これは。そもそも私は、申請した時の見積もりと、つまり事業内容と、それから実際にやったことが違うということを問題にしようと思っていたのです。これなぜ違うのですかとお聞きしようと思ったのですけれども、申請者と実行者がこれ違うということなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） そのことも含めて今代表の方とお話をしておりまして、この後それについての調査をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 申請するときには、ちょっと設計図がないからわかりにくいと思うのですが、照明器具は全部で18台つけようということだったのですけれども、実際やったのが照明器具は60台です。これすごく大幅な変更です。何でこういうことになったのかというのは把握しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 正確にはこれ60台ではなくて40台で、残りの20台はこれソーラーパネルボックスということで、照明器具に関してはこれを見る限り40台ということになりますけれども、変更に至った経緯についてもこの後しっかりと調査するというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先ほどちょっとご説明あったかと思うのですが、変更したあげく、最初は外壁につけるという計画だったのですよね。それが今度は市の文化財の建物にもつけるということになった。これは、許可されたのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 文化財への照明器具の取り付けについては、市のほうでは許可を行っておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に問題です。そういうことがわからないでこれ粛々と進んでいたということですよ。

ちょっと話が飛ぶようですけども、この文化財の建物の使用賃借契約書とか照明を取りつけた外壁の使用賃借契約書というのはどうなっていましたか、その当時。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 使用賃借契約につきましては、市と社団法人のほうで契約をしております。貸付条件は常に良好な状態に維持管理しなければならないというようなことで契約をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうちょっとどなたか正確にご説明できる方おられませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

この建物につきましては、市と佐渡版画村美術館のほうと使用賃借契約を結んでおります。建物等につきましては、貸付物件を常に良好な状態で維持管理しなければならないという条項が入っております。そのほかに現状の変更という部分で、工作物を設置する場合は施工承認届を出してくださいというような契約になっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ご存じないのか隠しておられるのかわかりませんが、照明をつけた段階ではこの文化財の契約は相川町と、それから当時の理事長さんの間だったのではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

契約につきましては、平成13年4月に相川町時代に締結したものでございます。今現在自動更新で来ております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） しかし、私が資料請求したら相川町で来たではないですか。それって問題ではないのですか。つまり何かというと、これずっと賃借契約書はほったらかしになっていた。この関係はほったらかしになっていた。その中で許可ということもとらない。もう何か私物化したような感覚になっていた

のではないですかということ言いたいのです。それは自動更新ですけども、書類というのは書きかえるものではないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

当時の契約の中の貸付期間という部分でございます。貸付期間は、平成16年3月31日までとすると。ただし、3カ月前までに甲乙申し入れがないときは、この期間はさらに1年間延長されたものとし、以後満期のときも同様とするという項目になっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、町の名前のままずっといくと。それ普通のことなのですか。ちょっと私わからないのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明いたします。

こういう長期の契約という形についての一般論として説明させていただきますけれども、土地等は最大約30年間というような形での賃借契約が結べるわけでございますけれども、その間に双方の相手方がかわった場合、この場合ですと、私ども相川町というものが平成16年3月に佐渡市というものに承継されたわけですけども、これは佐渡市が誕生したときにそれぞれの市町村が持っていた債権債務は全て承継されるということになっておりますので、ただ自動継続という契約書は、今の地方自治法上はやはり直していくべきとなっておりますので、どこかの段階で気がついたときに、あるいは平成16年3月に佐渡市になったときに、職務代理者ではなくてきちんと市長が選ばれたときに直しておくべきだったとは思いますが。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） つまり何が言いたかったかということ、先ほど言いましたけれども、この内容というのをきちんとお互いにいつも確認し合わないで、自動継続だからいいよねとってほったらかしにしたところが勝手に使われる、やりたい人の勝手放題になった原因になっているのではないですかということを知りたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） 自動継続だったことが今回の事件の発端ということは、ちょっと私のほうでは確認できませんが、今現在自動継続について見直すべく佐渡版画村美術館のほうとは協議を進めております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 自動継続が悪いと言っているのではないのです。ただ、そうだからといってこういうもの全然見直さないで来ているということが問題だと言っているのです。おわかりになりますか。だから、そこへつけ込まれると言っているのです。結局土地のほうは、賃借契約あったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

土地については、明記されてございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） つまり土地と外壁については、賃借していないということですよ。つまりそれに何かつけないというのも許認可なく勝手につけたと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

賃貸借契約に入っておるものは、建物だけでございます。れんが塀と土地については、契約の中には入ってございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、勝手につけた照明はどうしましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

つけてありました照明器具につきましては、現地を確認した折、つけ方に非常に問題があったということがございまして、観光資源活性化チャレンジ事業で設置をしたということも聞いておりましたので、取りつけ方をもっと変えて、地面に置くとかそういった方向で設置し直していただきという指示をいたしまして、一時撤去していただきました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、ちょっとここに写真持ってきていないのですけれども、地域の人たちには非常にこれ不評なのです。これ地域住民の世界遺産への機運醸成のためという目的でこれつけられたのですよね。地域の人たちは何と言っていますか、この照明のこと。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 私が聞いておる範囲では、特に写真を撮る方もおりましたけれども、趣が増すようなという部分での、いいのではないのというような感じでの声は少し聞きました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ地域住民の世界遺産への機運醸成なので、地域住民が何を言ったかということお聞きしているのですけれども、夜行った方は、いや、何にもなかったよ。つまりライトアップのようには見えていない、何にもなかったと、ライトアップになっていない。それから、せっかく美しい壁が台なしになっているから、こんなものは外したほうがいいと。それから、こういうことで世界遺産とか言われると白けると。これで世界遺産への住民の機運醸成という目的達成になっているのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 世界遺産の機運醸成になっているかということですが、これが機運醸成に向けて大きな効果が上がっているというふうにはちょっと考えにくいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、もうでたらめなので、もう二度と設置しないほうがいいのではないかと私は思っています。

次、13ページ見ていただきます。これは収支決算書。ここにソフト事業の報告があります。のれんを委託して200枚つくったと。こののれんは、何の目的でつくられて、その後どうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） これも世界遺産の機運醸成ということで、町並み等で地域の方々ののれんを下げさせていただくというような内容になっておりますけれども、実際ののれんのほうは今在庫として抱えているというような状況です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） つまりこれ機運醸成なんて何もやらなかったということではないのですか。在庫になっているというの確認したのはいつですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 確認したのは、荒井議員からご指摘があった以降の6月に入ってからでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ確認するのが1年遅いのです。

では、14ページの資料見ていただきたいのです。真ん中の領収証ごらんください。大橋観光振興課長、これは何の領収証ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） この領収証につきましては、のれん200枚の製作費の領収証です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この領収証に書かれている事実は、どういうことになっていましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 領収証を発行したところには、この金額は入金されていないということを発行者の方からお聞きしました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 発行者というのは、この団体なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 一般社団法人です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その方々が自分たちの責任でこの領収証を切ったと言っておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 私が聞いた社団法人の方は、領収証は切っていないというふうに言われております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私がお聞きしたのは、この領収証をつくった人はこの角印を勝手に使いましたと言っているとお聞きしました。これは、お聞きしていないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 私がこの社団法人の方に聞いたのは、私としては押していないということだけの確認しかとれておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、この角印を勝手に押しましたと押した方が言ったというふうにお聞きしています。そうだとしたら、これ私文書偽造の疑いが強いということではないでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） そのあたり私文書偽造に当たるかどうかは、ちょっと私では今判断できかねます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） お金は実際に動いていない、それからこの団体の責任ある方がつくった、発行した領収証ではないと。この領収証について、今後では調査していただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 先ほども申し上げたとおり、今調査に入っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 恐らくこれは私文書偽造というところに行き着くのだと思いますが、昨年も私文書偽造の問題が出ました。そのときに佐渡は告発をしないということで市民が告発をしました。そういうことは二度とあってはいけないと、佐渡市がやる責任は佐渡市でやっていただきたいのです。告訴までいけば持って行っていただきたいと思いますが、そのぐらいの流れでいきますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 調査結果を見ましてそのあたりは考えていきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、14ページの下の領収証を見てください。これは、チラシをつくったということなのですが、このチラシの実態というのは確認されていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） どのようなチラシだったかというところについては確認しておりますけれども、その現物が今確認できておりませんし、配布等の先も今調査をしております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 産業振興課長、平成25年度の起業チャレンジ支援事業の竹林整備と竹チップづくりの事業についてお伺いします。これに関して平成26年の実績についてどう把握しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明します。

平成25年度事業を実施しまして、平成26年度の実績を我々のほうへ出していただきました。その中では、3年後の売り上げ達成目標100%という目標値を出しておりますが、平成26年度、1年目では30%未満ということで、まだ低い数字ではありますが、業者等もこれから頑張っていきたいということで、つくった

製品の販売ルートの拡大、そしてそれを使った2次製品の販売の拡大をしていきたいということがありますので、我々もそれに対して応援をして一緒にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 補助金返金してもらうものは返してもらうようにしてください。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井真理さんの一般質問は終わりました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす午前10時から一般質問を行います。その後追加議案の上程を行いますので、本日お手元にあらかじめ追加議案を配付いたしましたので、必ず持参をしていただきますようお願いを申し上げ、本日はこれにて散会いたします。

午後 5時50分 散会